

令和7年9月5日 開 会

令和7年9月29日 閉 会

# 令和7年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 9月5日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開　　会（午前10時00分）	6
○日程第1　会議録署名議員の指名について	6
○日程第2　会期の決定について	6
○日程第3　諸般の報告について	6
○日程第4　報第8号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
○日程第5　報第9号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	7
○日程第6　発議第6号　特別委員会の設置に関する決議について	7
吉田茂広議会運営委員会委員長提案説明	7
○日程第7　質　　疑	7
○日程第8　討　　論	8
○日程第9　採　　決	8
○休　　憩（午前10時07分）	9
○再　　開（午前10時08分）	9
○日程第10　議第77号　山県市副市長の選任同意について	9
林市長提案説明	9
○日程第11　質　　疑	10
○日程第12　討　　論	11
○日程第13　採　　決	11
○休　　憩（午前10時14分）	11
○再　　開（午前10時14分）	11
○日程第14　議第78号から日程第30　議第92号まで	12
林市長提案説明	12
○休　　憩（午前10時30分）	16

○再 開（午前10時33分）	16
林市長提案説明	16
○日程第31 請願第1号から日程第33 請願第3号まで	16
3番 吉田昌樹議員趣旨説明	16
○散 会（午前10時43分）	19

9月12日（金曜日）第2号

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	23
○出席議員	25
○欠席議員	25
○説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	26
○開 議（午前10時00分）	27
○日程第1 質 疑（議第78号から議第92号まで及び認第1号、認第2号並びに請願第1号から請願第3号）	27
3番 吉田昌樹議員質疑	27
鷺見学校教育課長答弁	27
3番 吉田昌樹議員質疑	28
鷺見学校教育課長答弁	28
○日程第2 委員会付託（議第78号から議第92号まで及び認第1号、認第2号並びに請願第1号から請願第3号）	29
○散 会（午前10時08分）	29

9月24日（水曜日）第3号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	32
○開 議（午前10時00分）	33

○日程第1	一般質問	33
1.	6番 奥田真也議員質問	33
	(1) 選挙について	33
	曾我理事兼総務課長答弁	34
	奥田真也議員質問	35
	曾我理事兼総務課長答弁	37
	奥田真也議員発言	38
	(2) 観光について	38
	今井まちづくり・企業支援課長答弁	39
	奥田真也議員質問	40
	林市長答弁	42
2.	2番 川島亜也議員質問	42
	(1) 山県市洞田に建設中の養鶏場について	43
	農林畜産課長答弁	43
	(2) 防火水槽について	44
	曾我理事兼総務課長答弁	45
	川島亜也議員質問	45
	曾我理事兼総務課長答弁	45
3.	3番 吉田昌樹議員質問	46
	(1) ひきこもり支援について	46
	武藤福祉課長答弁	48
	吉田昌樹議員質問	49
	武藤福祉課長答弁	50
	(2) 加齢性難聴に対する支援について	50
	武藤福祉課長答弁	52
	吉田昌樹議員質問	52
	久保田副市長答弁	53
	吉田昌樹議員質問	54
	久保田副市長答弁	55
○休	憩 (午前11時23分)	56
○再	開 (午前11時35分)	56
4.	1番 河合雅俊議員質問	56

(1) こどもたちを守る学校体育の暑さ対策について	56
鷺見学校教育課長答弁	57
河合雅俊議員質問	57
鷺見学校教育課長答弁	58
5. 7番 寺町祥江議員質問	59
(1) 5歳児健診の導入と山口市における今後の対応について	59
正治子育て支援課長答弁	61
寺町祥江議員発言	62
(2) 第3期障がい児福祉計画に基づく施策の成果と課題	62
武藤福祉課長答弁	63
寺町祥江議員質問	64
武藤福祉課長答弁	65
寺町祥江議員質問	66
武藤福祉課長答弁	67
久保田副市長答弁	68
○休    憩（午後0時21分）	69
○再    開（午後1時30分）	69
6. 9番 加藤義信議員質問	69
(1) 認知症支援の推進について	69
森理事兼健康介護課長答弁	71
加藤義信議員質問	72
森理事兼健康介護課長答弁	73
加藤義信議員質問	74
森理事兼健康介護課長答弁	75
7. 11番 山崎 通議員質問	76
(1) 防犯カメラ設置補助について	76
曾我理事兼総務課長答弁	76
山崎 通議員質問	76
久保田副市長答弁	77
山崎 通議員質問	78
久保田副市長答弁	79
8. 5番 田中辰典議員質問	80

(1) 鳥獣被害と対策について	80
福井農林畜産課長答弁	81
服部市民環境課長答弁	81
田中辰典議員質問	82
福井農林畜産課長答弁	82
田中辰典議員質問	82
服部市民環境課長答弁	83
(2) 山県市の宝もの円原川について	84
今井まちづくり・企業支援課長答弁	85
服部市民環境課長答弁	85
田中辰典議員質問	86
久保田副市長答弁	87
9. 4番 武藤行儀議員質問	88
(1) 自然災害に備えた市民への防災対策について	88
曾我理事兼総務課長答弁	89
武藤行儀議員質問	90
曾我理事兼総務課長答弁	91
○休 憩 (午後2時49分)	92
○再 開 (午後3時00分)	92
10. 10番 操 知子議員質問	92
(1) 乳児をとりまく環境について	92
正治子育て支援課長答弁	94
大西生涯学習課長答弁	96
曾我理事兼総務課長答弁	96
操 知子議員質問	97
正治子育て支援課長答弁	98
曾我理事兼総務課長答弁	98
(2) 梅原地域をとりまく浸水災害について	99
棚橋建設課長答弁	100
操 知子議員質問	100
棚橋建設課長答弁	102
○散 会 (午後3時45分)	104

9月29日（月曜日）第4号

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	113
○欠席議員	113
○説明のため出席した者の職氏名	113
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	114
○開　　議（午前10時00分）	115
○日程第1　常任委員会、特別委員会委員長報告	115
○日程第2　委員長報告に対する質疑	116
○日程第3　討　　論（議第78号から請願第3号まで）	117
1番　河合雅俊議員反対討論	117
3番　吉田昌樹議員反対討論	118
7番　寺町祥江議員反対討論	121
○日程第4　採　　決（議第78号から請願第3号まで）	122
○日程第5　議員の派遣について	127
○閉　　会（午前10時35分）	127
○会議録署名者	128

令和7年9月5日

# 山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 9月5日（金曜日）

○議事日程 第1号 令和7年9月5日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 質 疑  
発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第8 討 論  
発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第9 採 決  
発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第10 議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第11 質 疑  
議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第12 討 論  
議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第13 採 決  
議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第14 議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第16 議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第17 議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第18 議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議第87号 訴えの提起について
- 日程第26 議第88号 指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第27 議第89号 財産の取得について
- 日程第28 議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 日程第29 議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第30 議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第31 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 日程第32 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書
- 日程第33 請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 質 疑

- 日程第8 討 論  
 発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第9 採 決  
 発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第10 議第77号 山県市副市長の選任同意について  
 日程第11 質 疑  
 議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第12 討 論  
 議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第13 採 決  
 議第77号 山県市副市長の選任同意について
- 日程第14 議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について  
 日程第15 議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
 条例について
- 日程第16 議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
 ついて
- 日程第17 議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 について
- 日程第18 議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
 日程第19 議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
 日程第20 認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に  
 ついて
- 日程第21 認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定  
 について
- 日程第22 議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）  
 日程第23 議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第24 議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第25 議第87号 訴えの提起について  
 日程第26 議第88号 指定管理者の指定期間の変更について  
 日程第27 議第89号 財産の取得について  
 日程第28 議第90号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

- 日程第29 議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第30 議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第31 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 日程第32 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書
- 日程第33 請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝

建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷺 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

---

午前10時00分開会

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和7年山県市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古川雅一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番 加藤義信議員、10番 操 知子議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（古川雅一） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月5日から29日までの25日間とし、6日から11日まで、13日から23日まで及び26日から28日までを休会といたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月5日から29日までの25日間とし、6日から11日まで、13日から23日まで及び26日から28日までを休会とすることに決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（古川雅一） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年6月から8月に実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

7月16日、多治見市において、第294回岐阜県市議会議長会議に、副議長と出席いたしました。会議では、会務報告のほか、令和6年度市議会議長会会計歳入歳出決算の認定のほか、県市議会議長会としての要望事項を含む4議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、8月26日、令和7年第2回岐北衛生施設利用組合議会に、組合議員5名で出席いたしました。会議では、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定及び令和7年度一般

会計補正予算ほか1件が審議され、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（古川雅一） 日程第4、報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件です。

---

日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（古川雅一） 日程第5、報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件です。

---

日程第6 発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（古川雅一） 日程第6、発議第6号 特別委員会の設置に関する決議ついてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

吉田茂広委員長。

○議会運営委員会委員長（吉田茂広） それでは、発議第6号 特別委員会の設置に関する決議ついて、御説明を申し上げます。

資料7、山県市議会議会運営委員会提出議案を御覧ください。

特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。

議会改革調査特別委員会におきまして、令和7年第1回市議会定例会より、予算や決算の議案につきましては、特別委員会を設置し審議することが決定されました。したがって、本定例会で提案される予算決算の議案を一体的に審査することによって議会の監視機能と政策形成機能を高め、財政運営の透明性・妥当性の確保と行政運営の資質向上を図るため、予算決算特別委員会を設置するものです。

以上が説明でございます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

---

日程第7 質疑

○議長（古川雅一） 日程第7、質疑。

これより発議第6号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託はされません。

---

#### 日程第8 討論

○議長（古川雅一） 日程第8、討論。

これより発議第6号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結します。

---

#### 日程第9 採決

○議長（古川雅一） 日程第9、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第6号 特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

予算決算特別委員会委員は全議員といたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでと

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は議会が本調査を議決するまでと決定されました。

なお、正副委員長を選出は特別委員会の招集時に行います。

暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

〔久保田裕司副市長 退場〕

午前10時08分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第10 議第77号 山県市副市長の選任同意について

○議長（古川雅一） 日程第10、議第77号 山県市副市長の選任同意についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は、気温が35度以上となる猛暑日が7月の下旬から8月上旬にかけて17日間続きまして、その後も熱中症警戒アラートが連日のように発表されるなど厳しい暑さとなりました。

その影響もあってか、当市の魅力の一つであります美山の癒やしの清流を、多くの方に楽しんでいただけたようでございます。

グリーンプラザみやまをはじめとする市内のキャンプ場などでは川遊びやバーベキューをする人であふれ、エメラルドグリーンに輝きます円原川では、木漏れ日が川霧に当たって生まれる光芒や、伏流水の景観を目当てに訪れる人で大変に賑わいました。

また、神崎川の美しさは神崎ブルーと称され注目を集めております。その中で癒やされながらのんびりと過ごしていただいたり、サウナを楽しんだりする姿も多く見られました。

さらに先日は、真夏のサイクリングイベント、ツアー・ド・ボンギふ山県が開催され

ました。市内およそ50キロメートルをサイクリングするこのイベントは、走行中にほてった体を川に入ってクールダウンし、サイクリングと冷たい清流、また、当市のグルメを同時に楽しんでいただける内容となっております、大変好評をいただきました。

このような魅力を持つ当市をさらに多くの人に知っていただくため、山形県山形市及び長野県山形村と魅力の発信に関する協定を締結いたしました。今後におきましては、この3つの「やまがた」が互いのイベントに参加し、それぞれの魅力を発信することで交流を深め、「やまがた」の認知度の向上を図ってまいります。

また、オーバーツーリズムの防止といたしまして、防止・抑制を進める中、持続可能な観光を推進し、当市の魅力向上につなげていけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位におかれましては、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

人事案件1件についてでございます。

資料ナンバー1の10ページを御覧ください。議第77号 山形市副市長の選任同意についてでございます。

本市副市長に久保田裕司氏を再任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和7年10月1日から4年となります。

よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

#### 日程第11 質疑

○議長（古川雅一） 日程第11、質疑。

これより議第77号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、議第77号は委員会の付託を省略することに決定されました。

---

#### 日程第12 討論

○議長（古川雅一） 日程第12、討論。

これより議第77号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第13 採決

○議長（古川雅一） 日程第13、採決。

ただいまから、議第77号 山県市副市長の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

〔久保田裕司副市長 入場〕

午前10時14分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、ただいま副市長の選任について、議会の同意を得られました久保田裕司氏に挨拶をお願いします。

○副市長（久保田裕司） ただいまは御同意をいただきまして誠にありがとうございます

た。御同意いただきましたからには、林 宏優市政の下で山県市の平和と山県市民の末永き幸せを目指しまして精進し尽力してまいりますこととお誓い申し上げます。

議員各位におかれましては、引き続き御指導と御支援のほどよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（古川雅一）　ありがとうございました。

---

日程第14　議第78号から日程第30　議第92号まで

○議長（古川雅一）　日程第14、議第78号　山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第79号　山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16　議第80号　山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第81号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第82号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第83号　山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第20、認第1号　令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認第2号　令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について、日程第22、議第84号　令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第23、議第85号　令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議第86号　令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議第87号　訴えの提起について、日程第26、議第88号　指定管理者の指定期間の変更について、日程第27、議第89号　財産の取得について、日程第28、議第90号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、日程第29、議第91号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、日程第30、議第92号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、以上17案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優）　先ほどは、上程をいたしました1議案につきまして、適切に御決定をいただきましてありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました議案の条例案件6件、決算案件2件、補正予算案件3件、その他案件6件について御説明を申し上げます。

初めに、議第78号　山県市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料ナンバー1の11ページを御覧ください。

これは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく印鑑登録事務に係る情報システムの標準化に伴う印鑑登録原票の調製方法の変更等を行うものでございます。施行日は、規則で定める日でございます。

次に、議第79号 山縣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

13ページを御覧ください。

これは、国家公務員について、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置がなされたことに伴い、国家公務員との均衡を踏まえることが求められる地方公務員法の趣旨に従い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、15ページの議第80号 山縣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員について、部分休業の拡充等がなされたことに伴い、当市におきましても所要の改正を行うものでございます。

次に、18ページの議第81号 山縣市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

条例で定める公園の中で、山縣市みんなのげんき広場の番地に錯誤があったため、改正するものでございます。

続いて、19ページの議第82号 山縣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

市営金池住宅は昭和37年に建設され、建物の老朽化によりまして、空き家となっている2戸について用途廃止するため、戸数を13戸から11戸に改めるものでございます。

続いて、資料ナンバー4の認第1号 令和6年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、資料ナンバー5の認第2号 令和6年度山縣市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、資料ナンバー4-2及び資料ナンバー5-2の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を資料ナンバー4-3、決算の成果説明書にまとめて提出をさせていただいております。

続いて、補正予算案件3件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー6、議第84号 令和7年度山縣市一般会計補正予算（第3号）は、予算

の総額に5,899万7,000円を追加し、その総額を155億8,744万1,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出の主な内容について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

民生費上段の105万6,000円は、介護保険に交付される負担金の精算返還金及び介護保険特別会計への繰出金として、それぞれ58万6,000円と47万円でございます。

中段の1,223万9,000円は福祉医療に係る精算返還金、同じく中段の16万5,000円は、システム改修するため追加しようとするものでございます。

また、下段の1,272万9,000円は後期高齢者医療の精算負担金でございます。

次に、12ページ上段の580万円でございますが、園児の安全な通園を確保するため、大桜保育園の隣接地を確保しようとするものでございます。

続いて、中段の農林水産業費でございます。

有害鳥獣による農作物被害防止のための柵の設置助成として170万円を、営農に支障を来す可能性のある施設を修繕するための600万円を追加しようとするものでございます。

次に、12ページ下段から13ページ上段でございますが、令和6年度の降雪によります林道の倒木撤去及び降雪により年度内に森林整備等ができなかった補助事業者に対する追加事業の補助として、それぞれ350万円と1,093万円を追加、また、林業就業移住支援事業において、補助受給者からの補助金返還に伴う県への返還金45万円と、市への返還金を基金に積み立てるための15万円を追加しようとするものでございます。

次に、中段の消防費でございます。Jアラート機器更新及び消防防災フェスタ事業の拡充のため、427万8,000円を追加しようとするものでございます。

次に、8ページの歳入にお戻りください。

上段、地方交付税の1億6,823万6,000円は、今年度の額の決定に伴うものでございます。下段の繰入金は、今般の補正により余剰となりました財源、1億3,533万7,000円を減額しております。

続いて、9ページ中段の繰越金122万2,000円は、令和6年度決算の確定に伴う決算剰余金の繰越分でございます。

その他は、歳出に連動するものでございます。

次に、4ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費でございます。

当初予算で計上いたしました、みんなのげんき広場大型遊具等整備事業について、財源となります地方債の額が確定してからの発注となるため、適正工期を確保した工事発

注を行う上で繰越が必要となり、9,900万円を繰り越すものでございます。

次に、15ページにお進みください。

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、1,746万3,000円を追加し、その総額を29億3,666万1,000円とするものでございます。

これは、令和6年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

続いて、23ページをお願いします。

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、4,310万2,000円を追加し、その総額を32億2,150万2,000円とするものでございます。

これは、令和6年度の実績額の確定に伴う精算返還金などでございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

続きまして、その他案件6件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の21ページを御覧ください。

議第87号 訴えの提起についてでございます。これは、昭和52年6月に土地売買契約で取得した土地5筆について、根抵当権が設定されていることが判明したため、根抵当権者に根抵当権設定の抹消登記を求める訴訟を提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、23ページ、議第88号 指定管理者の指定期間の変更についてでございます。

多様な運営手法の導入検討のために2年程度を要することから、当施設の指定管理期間を令和8年3月31日までを令和10年3月31日までに変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

次に、24ページを御覧ください。

議第89号 財産の取得についてでございます。これは、小中学校校務用パソコンの一部を更新するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

続きまして、25ページから29ページまでの議第90号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について及び議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてでございます。

これらはいずれも、令和8年3月31日に岐阜県市町村会館組合が解散することに伴いまして、当該組合の財産処分や事務の承継等に関し、議会の議決を求めるものでござい

ます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、十分に御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時33分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優） 大変失礼しました。先ほど提案をいたしましたの中で、議第83号の説明が抜けておりましたので、追加して説明をさせていただきます。

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、災害などに遭った場合に、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期に復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るために、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者によりまず給水装置工事の実施を可能とすることによりまして、宅内配管の復旧に対する業者を確保するための、そうした改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。失礼しました。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

---

日程第31 請願第1号から日程第33 請願第3号まで

○議長（古川雅一） 日程第31、請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書、日程第32、請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書、日程第33、請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等」を求める意見書」を国に提出することを求める請願書。

これら3つの請願について、紹介議員より趣旨説明の申出がありましたので許可します。

吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長より御指名をいただきましたので、3つの請願について、紹介議員として御提案させていただきます。

資料8を御覧ください。いずれも議長宛ての請願書です。

初めに、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書です。

請願者は、岐阜北民主商工会会長、福井一徳さんです。

請願趣旨、国民は長引く物価高に苦しみ続けています。日銀「生活意識アンケート」2025年6月では、生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超に上りました。帝国データバンク「倒産集計2025年度上半期」によれば、12年ぶりに5,000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。私たちの岐阜県下で74件が倒産に追い込まれ、引き続き廃業も多くなっています。

2025年7月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税を掲げた政党が大きく躍進しました。事業者は赤字でも消費税の納税を迫られています。人件費など付加価値に課せられる消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃金引上げにもつながります。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を引き下げを強く求めます。

以上の趣旨から、下記の事項について請願いたします。

請願事項1、消費税減税を求める意見書を、国に提出していただくこと。

続きまして、請願第2号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書です。

請願者は、岐阜北民主商工会会長、福井一徳さんです。

請願趣旨、7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で、小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが、インボイス制度です。インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。

インボイス発行を伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不

公正な取引も後を絶ちません。「消費税の価格転嫁ができない」が77%に上り、4社に  
一社以上(26.1%)が、経過措置が廃止された段階で免税業者と取引を「見直す・取引  
しない」と回答しています。こうした状況のまま経過措置を縮小・廃止すれば、小規模  
事業者やフリーランスは、廃業の危機に追い詰められることとなります。消費税の正確  
な計算は「区分記載請求書」で十分可能です。

以上の趣旨から、下記の事項についてお願いいたします。

請願事項1、インボイス制度の廃止を目指し、経過措置として実施された「2割特例」  
「8割控除」の継続を求める意見書を国に提出していただくこと。

続きまして、請願第3号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を  
求める意見書」を国に提出することを求める請願書です。

請願者は、岐阜県社会保障推進協議会会長、土井正則さんと岐阜県民主医療機関連合  
会会長、森 逸治さんです。

請願趣旨、今、全国どこでも医療機関の経営が深刻で、「明日にも倒れるかもしれな  
い」という存亡の危機にあります。もはや個別の法人や医療機関だけの努力だけでは解  
決できない、未曾有の経営危機が広がっています。

帝国データバンク社によれば、2024年の医療機関の倒産は64件でしたが、今年は上半  
期で既に35件となっており、年間70件ベースで過去最高を更新する可能性があります。  
また、同社の統計で休廃業・解散は2024年に722件となり、これも過去最多です。休廃業・  
解散合わせて、2026年には「1,000件に達する可能性が高まっている」と同社は指摘して  
います。

また、6病院団体が行った経営状況調査結果として、経常利益で赤字の病院は2023年  
度の50.8%から61.2%に拡大し、全体の経常利益率は、マイナス3.3%、赤字病院に限る  
とマイナス7.4%でした。6団体は、「ご存じですか？あなたの街の病院がいま危機的状  
況なのを！！このままではある日突然、病院がなくなります」と経営危機を訴えていま  
す。

経営危機の根本原因は、社会保障の公的給付を抑えるために、「公定価格」である診  
療報酬を抑制してきたことにより、そこにコロナ禍以降、物価高が襲い、諸経費が増加  
し収支構造が悪化したことによるものです。

今、医療機関は、物価高騰や人件費の上昇が経営を圧迫していることに加え、人材不  
足といった複合的な問題により経営が困難になっており、これらの問題に対処し、住民  
の命と健康を守り、地域医療を守るため、国の責任において、医療機関の主要な収入で  
ある診療報酬の再改定等の対応を取ることが必要です。

以上の趣旨から、地方自治法第99条に基づき、以下の内容の意見書を国へ提出することを求めます。

請願項目1、医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰、働く職員の処遇の改善に適切に対応できるよう、診療報酬を遡及して再改定することや国による補助制度の創設などの緊急的な財政支援を行うこと。

以上の3つの請願の審議をいただき、採択をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

---

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月12日は午前10時より会議を再開し、閉会后には議員協議会を開催いたします。協議の内容は、ハラスメントに関する条例についてです。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時43分散会

令和7年9月12日

# 山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山県市議会定例会会議録

第2号 9月12日（金曜日）

○議事日程 第2号 令和7年9月12日

日程第1 質 疑

- 議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 訴えの提起について
- 議第88号 指定管理者の指定期間の変更について
- 議第89号 財産の取得について
- 議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第2 委員会付託

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合格約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協

議について

- 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書
- 請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第2 委員会付託

- 議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 訴えの提起について
- 議第88号 指定管理者の指定期間の変更について
- 議第89号 財産の取得について
- 議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協

議について

- 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書
- 請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

---

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育課長	鷺見亮
生涯学習課長	大西義彦		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷村政彦 書記 大野幹根  
書記 相川英里

---

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

日程第1 質疑

○議長（古川雅一） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてまで及び認第1号、認第2号の決算の認定についての17議案並びに請願第1号から請願第3号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質疑を行います。

議第89号 財産の取得について、学校教育課長に伺います。

資料1、ページ24、契約の目的、小中学校校務用パソコンの更新購入、取得金額2,164万8,000円。

所有している校務用パソコンの数量と更新計画について。

今回更新する校務用パソコンの数、種類、価格、用途について。

校務用パソコンの耐用年数について。

購入後の故障状況、修理、買換え状況について。

以上について伺います。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 質問にお答えします。

まず1点目の所有している校務用パソコンの数量と更新計画についてでございますが、現時点で学校において稼働している台数は300台ほどです。更新計画は、今年度も含めて3か年計画で順次更新していく予定でございます。

御質問の2点目、更新する校務用パソコンの数、種類、価格、用途についてでございますが、本年度の更新数は93台です。種類はノートパソコン。価格は税抜きで1台当たり19万8,000円でございます。この価格には、端末本体に加えてマウスやケース等も含まれております。用途は、成績処理や教材作成等、学校校務を主目的としております。

なお、今回の契約金額2,164万8,000円には、今回購入する端末の設定作業費と入替え

によって廃棄となる端末の廃棄費用も含まれております。

なお、校務用パソコンの廃棄に際しましては、個人情報情報の漏洩に十分配慮して作業していただき、廃棄証明も発行していただく契約となっております。

御質問の3点目、校務用パソコンの耐用年数についてでございますが、国税局が定めている減価償却資産の耐用年数では4年から5年となっておりますが、端末の不具合等がなければ、それより長く使用するケースはよくあります。

今回更新される端末は、平成27年から平成29年に購入した端末です。山口市では、これまで部品を換えたりすることで使用年数を延ばし、累計で8年から10年ほど使用しております。

なお、今回の端末の更新理由は、動作不良等の不具合が増えてきたというものでございます。

御質問の4点目、購入後の故障状況、修理、買換え状況についてでございますが、メーカーの保証期間は1年間です。日々のトラブルやメンテナンス対応についてはネットワーク保守契約内容にて対応しておりますが、故障が起きた際の部品交換等の修理については、別途有償対応としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 今の御答弁で、一律に耐用年数を設定して更新するのではなくて、一台一台の使用状況によって更新しているということによいでしょうか。

学校教育課長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） パソコンの状態に合わせて入替え等を行いながら、できるだけ最適な状態のパソコンを先生たちに使用していただいております。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 以上で終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で吉田昌樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第78号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議についてまで及び認第1号、認第2号の決算の認定についての17議案並びに請

願第1号から請願第3号の質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（古川雅一） 日程第2、委員会付託。

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまで及び認第1号、認第2号の決算の認定についての17議案並びに請願第1号から請願第3号は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

---

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

16日は総務産業建設委員会、17日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催し、両日、常任委員会終了後に予算決算特別委員会を開催します。24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれで会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時08分散会

令和7年9月24日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和7年第3回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月24日（水曜日）

---

○議事日程 第3号 令和7年9月24日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育課長	鷺見亮

生涯学習課 大西義彦

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷村政彦 書記 大野幹根  
書記 相川英里

---

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（古川雅一） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

奥田真也でございます。私からは2点質問をさせていただきます。

それではまず1点目、選挙について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

公職選挙法第1条には、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と書かれています。

令和7年7月20日に第27回参議院議員通常選挙が執行されました。

8月28日の毎日新聞に、「余命数か月、18歳息子、かなわなかった1票、不在者投票日に高熱、生きた証し残したかった」という記事が出ていました。参議院選挙が始まる約1か月前、女性は息子の主治医から余命数か月と宣告されていたそうです。「病室からでも投票できるんだって。やってみようか」との女性の問いに、「うん、投票してみる」と意欲を示したそうです。しかし、不在者投票が行われた日に39度近い熱に浮かされ、看護師による意思確認がもうろうとした意識の中での確認となり、最終的に投票棄権となってしまったとのこと。

この記事の中で、「たとえ息子が亡くなったとしても、息子の1票が参議院議員の任期である6年間は生き続ける。そんな証しにしたかったと悔やむ」とあります。まさに1票の重みの大切さにつながる話であり、また、私たち議員はその1票のおかげで職責を全うできていると改めて感じるところです。

さて、山口市においては、広報やまがた7月号の2ページから3ページに記載がありますが、投票日の投票所における統合と、それに伴う期日前投票の投票所や、バスの運行が始まった最初の選挙になります。

投票所の統合については、伊自良北投票区、伊自良南投票区を統合して伊自良投票区

に、北山投票区、葛原投票区、谷合投票区、笹賀投票区を統合していわ桜投票区に、これらに変更されています。

これに伴い、期日前投票所の場所が増えたと同時に、投票しやすい場所に整理をされ、統合された投票区においてはバスを運行させ、投票しやすい環境整備をしていただいています。

7月18日の読売新聞オンラインに、「投票所数、3年前から「1267」減…人口減などで運営の人員確保が困難に」との記事が出ていました。そこには、運営する自治体職員や立会人の確保が人口減などで難しくなっているためだと書かれています。

投票所が減ることにより心配されるのは、投票に行かない人が増える、つまり投票率が下がるのではないかと心配するところですが、山口市における参議院選挙の投票率は58.93%。遡ってみますと、令和6年4月の山口市議選においては53.28%、令和6年10月の衆議院選挙は54.12%、令和7年1月の岐阜県知事選では45.84%でしたので、ここ最近では最も高い投票率となっています。

令和6年10月23日の読売新聞オンラインの記事によると、岩手県奥州市は83か所あった当日投票所を42か所にほぼ半減しており、再編後に初めて行われた令和4年の市長選では、廃止された投票所のうち21か所を期日前投票所に、タクシーで投票に行く人に往復最大600円の補助も行う激変緩和措置も取ったが、投票率は前回市長選を7.6ポイント下回る56.65%だったとのこと。これを見る限り、山口市の手法は成功したと言えるのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長に3点質問をいたします。

1点目、岩手県奥州市のように、投票所が減ることにより普通に考えれば投票率が下がって当然のところを、投票率が上がったことはすばらしい成果であるといえます。今回の投票所を減らしたことによる検討の経過や、期日前投票所における場所の選定について工夫した点などはあったのか。

2点目、投票所が減った地域における周知についての対応についてと、トラブルや苦情などがあったかどうか。

3点目、投票所が減ったことで、職員の負担軽減にもつながらなければならないと思っているところですが、実際に負担軽減につながっているのかどうか。

理事兼総務課長にお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、投票所を減らしたことによる検討の経過や、期日前投票所における

場所の選定について工夫した点についてでございます。

統廃合に向け、該当する地域住民の方に説明会を開催し、期日前投票所の開設計画などを御説明し、統廃合を進めました。期日前投票所の場所につきましては、市民の皆様にご身近で分かりやすいことや、投票所における室内などの環境を考慮し、各地域のコミュニティセンター及び統廃合前の投票所を基本に選定を行ったところでございます。

また、統廃合により投票所までの距離が遠くなり、投票が困難となる地域については、移動支援を行うための運行経路等について、各地区の自治会連合会長と協議し、御意見をいただきながら、投票所への支援バスの発着場所の選定を行ったところでございます。

以上が場所の選定や工夫した案件でございます。

続いて2点目、投票所が減った地域における周知についての対応及びトラブルや苦情などがあつたかどうかについてでございます。

投票所の統廃合については、広報やホームページの掲載及び統廃合に該当する地域やチラシの配布、入場券送付における封筒表面及び入場券に記載を行い周知を行いました。これらの対応による効果の分析は困難であるため、影響については分かりませんが、実施した結果といたしましては、統廃合における有権者からのトラブルや苦情などは一切ございませんでした。

次に3点目、投票所が減ったことで職員の負担軽減につながつたかどうかについてでございます。

選挙日当日は、有事の際に対応することになる各課長を除く全職員で対応を行っております。投票所開所時刻から閉鎖時刻までの投票事務において、投票所が減少したことにより担当する職員も減少することになるため、職員の負担が軽減されました。

また、午後9時から開始される開票から開票終了までの開票事務でございますが、令和6年執行第50回衆議院議員選挙の際に、投票事務と開票事務の職員が重複したことにより負担が大きかつたことを考慮し、職員の負担軽減を図るため、選挙事務において重複しない体制により実施したところでございます。これにより職員の健康も守られたものと思っております。

今後も職員の負担軽減などを考慮し、実施された選挙事務について改善を行いながら、次回の選挙事務につなげてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 理事兼総務課長の答弁により、投票所の選定や工夫をし、周知においても丁寧な対応をいただいたことにより、トラブルや苦情もなく、職員の負担も軽減

されたことが理解できました。

さて、質問でも触れた毎日新聞のかなわなかった1票の記事にあるように、1票の重み、つまり投票したいという意欲のある方々を増やすための主権者教育が何より大事なのではないかと思います。

愛知県犬山市において、主権者意識の向上によって、犬山市の未来を創る条例が令和2年3月27日に公布されています。この第5条に「主権者教育を通じて、市民が民主主義の原点である選挙に対して積極的に権利を行使できるよう努めます」、また第6条には、主権者意識の向上を進めるに当たり、委員会の愛称を「ゆめ選（犬山市ゆめ選挙創造委員会）」にするという面白い取組をされています。

さて、ポスターの公営掲示板は、前回の山県市議選においては105か所となっています。

さきの参議院通常選挙において、選挙区の候補者は6名でしたが、ポスターの公営掲示板には、1名の方は一部の箇所のみ貼っている、1名の方においては市内では一枚も貼っていないという状況でした。

結果は、105か所全てに貼った方で、一番多い票で5,434票、一番少ない票が599票でした。一部の箇所のみ貼った方で225票、一枚も貼らなかった方は556票と、貼ってなくても票がある程度入るといった結果でした。

報道関係の記事を見ていると、選挙においてはSNSが主流となりつつあると記載があることから、そういう現象になりつつあるのかもしれませんが。

美濃市においては、令和6年3月に美濃市投票環境整備計画を立ち上げ、持続可能な投票事務の体制づくりの検討を始めており、18投票区を7投票区に減らすこととなっています。公営掲示板ポスターの数においても、この整備計画においては133か所から61か所に減らす計画となっています。この計画を基に、岐阜県選挙執行規程に基づき、さらに減らし51か所となっています。

美濃市選挙管理委員会の次長と話をしましたが、投票区を減らすことにより公営掲示板ポスターの数も減らすことができるようになるとのことでした。

今回の参議院議員通常選挙の美濃市における投票率は59.78%。前回令和4年の参議院選挙は56.31%であり、こちらにおいても投票率は上がっていることとなります。

また、茨城県常陸大宮市においては、道路整備や分譲地開発等による生活環境の変化を考慮し、ポスター掲示場の効用を十分に発揮させることを目的に、ポスター掲示場の設置箇所及び設置数において市内全域で見直しており、274か所から199か所に変更をしています。

そこで、理事兼総務課長に再質問を2点いたします。

1点目、愛知県犬山市の主権者意識の向上によって犬山市の未来を創る条例のように、主権者教育を積極的に取り入れることにより、毎日新聞の「余命数か月 18歳息子 かなわなかった1票」の記事における投票棄権につながることもなく、一人一人の投票における意識が高くなるのではないかと思います、それについてのお考えは。

2点目、今回の参議院議員通常選挙より17投票区から13投票区に減ったことにより、美濃市のように公営掲示板ポスターを減らすことができるのではないかと思います。また、選挙における投票行動の変化、生活環境などもあり、ポスター掲示場について一考してもいいのではないかと思います。

A Iに「ポスター掲示場の最適な場所は？」と聞いてみたところ、1、人の目に入りやすい場所、2、視認性が高い場所、3、目的とターゲットに合った場所とのことです。

美濃市や茨城県常陸大宮市のように、ポスター掲示場を見直して最適化してはどうかと考えますが、理事兼総務課長のお考えをお伺いたします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再質問にお答えします。

2点、再質問いただきました。

御質問の1点目、主権者教育を積極的に取り入れることにより、投票の意識が高くなるのではないかについてでございます。

主権者教育とは、議員御承知のとおり、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え自ら判断し行動していく主権者を育成していくこととされております。国の総務省においても、主権者教育を進めるため、各地方公共団体等の主権者教育の取組状況や取組事例及び情報発信などを行い、啓発活動を行っているところです。

山口市においても、山口市生涯学習まちづくり出前講座のメニューの一つとして、選挙についての講座の中で主権者教育の啓発を進めているところです。最近の取組といたしましては、山県高校において出前講座を実施し、今年度も実施予定としているところでございます。

また、若者に選挙への関心を持ってもらうため、投票場所に必要な投票立会人の登録を若者に向けて新たに開始し、選挙への理解や関心を持つことにより主権者教育につながる工夫を行っているところであります。

一方、市内の小中学校、中学校への主権者教育の啓発が進んでいない現状があることから、小中学校へは山口市生涯学習まちづくり出前講座の案内を行い、小中学校においても主権者教育が進められるよう、講座の啓発を行っているところです。

そのほか、7月に実施されました第27回参議院議員通常選挙において、子供が集まる

こどもげんきはうすや乳幼児が集まるイベントで、子供連れで投票できることの啓発を行い、子供たちが選挙に興味を持ってもらうための啓発を行ったところです。

引き続き、機会を捉えて主権者教育の啓発を行い、子供や若者が選挙に興味を持てるよう取り組んでまいります。

次に、御質問の2点目、ポスター掲示場を見直し、最適化してはどうかについてでございます。

ポスター掲示場の数については公職選挙法で設置箇所数が定められており、山口市が誕生した平成15年度は135か所ございました。その後、投票所を24か所から17か所に統廃合したことにより、平成20年度にはポスター掲示場105か所となり、今年度投票所の統廃合をした際にはポスター掲示場は104か所となりました。

ポスターの掲示場所については、議員御質問のとおり、人目に入りやすい場所、視認性が高い場所、目的とターゲットに合った場所に掲示することが、選挙公報において立候補者及び有権者に大きな効果があるものと考えます。このため、地域の現状を熟知している関係する地区の自治会長と設置場所については相談を行いながら、最適な設置箇所を決めているところです。

引き続き、設置場所の見直し、最適化については、地域の皆様の御意見を踏まえつつ対応してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 理事兼総務課長の答弁により、子供連れでの投票ができる啓発などにより、子供や若者が選挙に興味を持ってもらえること、ポスター掲示場についても対応していただけることが理解できましたので、次の質問に入りたいと思います。

観光について、まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

この夏において、昨年以上に市北部に向かう車が多いと感じています。あまりにも車が多いことから、7月27日日曜日に同僚議員と谷合以北の現状について状況を確認しています。また、8月1日金曜日、8月5日火曜日、8月9日土曜日にも、谷合以北の現状確認に私1人ですが行っています。

見た感じですが、特に他県ナンバーの車が多いのが昨年と違うところだと感じているところです。名古屋、一宮、尾張小牧、春日井ナンバーが多いのですが、神戸、青森、庄内、徳島、京都など、遠方からもかなりお越しいただいている状況を確認できました。

「はじめての山口市めぐり」というホームページにおいては、自然、観光施設、食べる、学ぶなど、分野に分け、非常に分かりやすいつくりになっています。また、おすすめ

コースとして、カップルコース、サイクリングコース、女子旅コースや名山めぐりも記載があり、また春夏と秋冬の動画もあり、山県市に行ってみたいと思える魅力あふれるつくりになっていると感じています。

動画配信サイトにおいては、ショート動画「自転車で出かけたくなるまち山県市」の1から5がアップされており、9月22日現在で、一番少ない視聴の動画で10万6,042回視聴されています。視聴数の多い動画は清流サイクリング編で、なんと9月22日現在で36万2,313回視聴されている状況です。

SNSにて「山県市」で検索しますと、山のようにたくさんの写真や動画がアップされており、かなり注目されていることも分かります。私が確認した中で一番多い視聴数で148万となっています。神崎川や円原川が多いと感じており、ものすごい方々の注目を集めています。

そこで、まちづくり・企業支援課長に2点お伺いをいたします。

1点目、SNSでの一般の方々の写真や動画の投稿により注目を集めているところですが、何より最初の起点となったのは、「はじめての山県市めぐり」のホームページや、動画配信サイトでのショート動画「自転車で出かけたくなるまち山県市」であったと思います。起爆剤となったこの配信を今後さらに活用しPRをしていただきたいと思いますというところですが、それについてのお考えは。

2点目、交流人口を増やすということを考えホームページや動画を見ていますと、冬の投稿が少なく弱いと感じています。冬の魅力発信についてのお考えを、まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、「はじめての山県市めぐり」のホームページや自転車のショート動画での反響を受け、今後どのように展開していくのかについてでございますが、自転車のショート動画については、昨年度事業で制作、配信を行ったものでございます。本編と合わせて43万回を超える再生があり、想定を上回る反響でございました。その成果か、今年度については円原川や神崎川に関する問合せも増加し、他県ナンバーの車を多く見かけるようになったと感じているところです。

昨年度に試作したサイクリングマップも好評で、4,000部用意したものがほぼ全てなくなった状況でございます。今年度についてはさらに広告を打ち、「自転車で出かけたくなるまち山県市」をPRするとともに、ブラッシュアップしたサイクリングマップを新たに作成する予定で進めているところです。

山口市は県内の市で唯一鉄道が通っておらず、また路線バスでのアクセスはルートが限定されることから、市内での観光は自動車が必要な移動手段となっています。自動車での目的地をピンポイントで訪れて完結してしまう、滞在時間の短さが長年の課題と考えており、こうした課題の解決に向け、自転車というツールを生かした市内周遊観光を促進しているところです。

来年度以降については、近隣市町を含むサイクルショップや道の駅などに引き続きサイクリングマップを設置したり、大学の部活やサークルなどにサイクリングの場所として山口市をPRするなど、継続して取組を行っていきたいと考えております。

「はじめての山口市めぐり」のホームページについてでございますが、現在、観光協会が運用を行っております。議員御発言のとおり、このホームページが当市の観光情報のベースとなっておりますので、引き続き観光協会と連携し、サイトの閲覧者が一度、またもう一度山口市を訪れてみたいと感じていただけるよう、情報の更新など、適切に運用してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、冬期の魅力発信についてでございますが、年間を通じ山口市へお越しいただくことが交流人口や関係人口の拡大に寄与するものと考えております。

伊自良湖のワカサギ釣りや体験農園でのイチゴ狩りをはじめ、冬期でも山口市を楽しんでいただけるスポットはたくさんあります。

また、観光協会では今年度よりインスタグラムを積極的に活用する取組をはじめ、情報発信に御協力いただいているところです。冬期に限ったことではありませんが、観光協会と連携を取りながら、四季折々の山口市の魅力をより一層発信できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） まちづくり・企業支援課長の答弁により、山口市の魅力発信を適切に運用していただき、四季折々の魅力発信を進めていただけることが理解できました。

山口市の公式インスタグラムがリニューアルしています。一番多い視聴数の動画は「新プラン登場！夏の思い出に」であり、6万5,000件の視聴数となっています。次に多い視聴数は、市長が出演している動画で「今年も開催！栗祭り2025」で、3万4,000件の視聴数となっています。

また、私自身、市長の人柄がにじみ出ているところが大変気に入っており、保存して何度も見られるようにしている動画がインスタグラムリニューアルの子育て支援が中心の内容で、2万8,000件の視聴数です。ほかに、市長が出演している「歯が〇〇なまち」、

これは全国有数の虫歯が少ないという内容ですが、こちらも1万2,000件の視聴数となっています。さらに見やすくなった公式インスタグラムにより、山県市の魅力が発信され、さらに高まっていると感じています。

ちなみに、この市長が出演している動画3件のコメントを見ると、「市長最高です」「市長さんかわいいです」「滑舌最高」「山県市の子育て支援もっと広まってほしいです」「応援しています」「山県市すごい」「山県市をもっと元気にしたい」など、市長が出演することによる相乗効果が出ているのではないかと感じているところです。

さて、円原川においては、臨時駐車場に仮設トイレを設置していただいております。私は、トイレ設置前と設置後に円原川の様子を見に行きましたが、設置前より設置後のほうが川にいる方々は倍以上に増えていると感じたところです。

また、片狩にある駐車場は何日か様子を見ていますが、平日でも休日でもほぼ満車で、休日は特に車があふれてしまっている状況でした。つまり、地域によってはオーバーツーリズムとなってしまうのではないかと心配しているところです。

「訪日ラボ」というホームページにて、オーバーツーリズム対策の基本には、相互理解、分散、抑制があると記載があります。相互理解については観光客と住民の相互理解を進める取組のことであり、各地においてはマナー啓発動画を作成しているところが多いと感じます。

高山市のマナー啓発動画については、市長が英語で話す外国人旅行者向けの動画を作成しています。このことから、さきにお話しした公式インスタグラムにて市長が出演すると軽く1万件を超える視聴数となることから、市長自らがマナー動画にて啓発を呼びかける手法も効果的ではないと感じます。私は、この中には、観光客のため川で遊びやすくする環境を整えることで、ごみや駐車場の問題も解決する方法が見つかるかもしれないとも考えます。

分散については、一極集中を避けるために需要の分散を目指す取組になります。オランダのアムステルダムではトラベルカードを販売し、専用の時間帯枠を設けています。また、京都府においては、京都市と連携し、多様なエリアへの周遊観光を促進し、観光客の場所の分散を狙う取組が既に始まっています。

抑制については、通行税や混雑税などにより、1日に入場できる上限を定める取組です。広島県の厳島神社がある宮島では、フェリー料金に宮島訪問税として1人当たり100円が上乗せされています。また沖縄県においては、西表島観光管理計画を策定し、1日当たりの入域観光客数を1,200人以下に制限をしています。

このような取組がなされていますが、来年もたくさんの方々が山県市にお越しいただ

けると思っており、今のうちに何かしらの対応が必要なのではないかと感じているところ  
ろです。

そこで、再質問を市長にお伺いをいたします。

市の観光政策が大当たりしている中、オーバーツーリズムになりつつあるのではない  
かと心配しているところです。さきにもお伝えしましたが、オーバーツーリズムにおい  
ては相互理解、分散、抑制などの方法があると思います。抑制し過ぎてしまっはせっ  
かくの観光政策が台なしになってしまい、元も子もありません。地域も観光客もウィン・  
ウィンになっていただきたいと思っているところですが、今後の方針について市長のお  
考えをお伺いし、私からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

現在の山県市の観光入込客数の状況についてでございますが、サウナなど、新たに  
ぎわい施設が創出されたこととすとか、地域の魅力について情報発信などを強化してき  
たことで、昨年度の観光入込客数は過去最大となっております60万人超えとなつてお  
ります。

こうした状況下、議員御発言のとおり、地域によってはオーバーツーリズムになりつ  
つある状況であると認識をいたしております。

当市といたしましても、こうした観光客の受入れ体制の強化ですとか、マナー違反へ  
の対応などが必要であると認識しているところで、夏期における円原川ですとか神崎川  
周辺の状況については、関係課でごみやトイレ、路上駐車などの問題を共有しており、  
防災無線による注意喚起、神崎川付近でのごみ捨て禁止看板の設置、今年度は円原川沿  
いに試験的に仮設トイレを設置し、効果の確認を行っているところでございます。また、  
路上駐車につきましても、山県警察署と連携を取っているところでございます。

山県市を訪れていただいた方が、マナーやルールを守りながら山県市の魅力を堪能し  
ていただくとともに、交流人口や関係人口を拡大させ、ひいては、定住人口の拡大につ  
ながるよう、今後におきましても適切な対応策などを検討してまいりたいと考えてお  
ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦勞さまでした。以上で奥田真也議員の一般質問を終わります。

通告順位2番 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 議長より発言のお許しをいただきましたので、私のほうから2点質  
問させていただきます。

現在、洞田地区において大規模な養鶏場の建設が進められています。養鶏の規模から見ても、市内では例のない大規模なものであります。運営の開始となれば、周辺環境や地域社会に少なからずよくも悪くも影響を与えることが予測されます。

養鶏場の建設に当たり、周辺住民からは、悪臭やハエの発生、地下水や河川への影響、車両の運搬・搬出による交通安全の確保、また鳥インフルエンザの発生などの声もあり、生活環境に直結するデメリットも懸念されています。

しかし、養鶏業は食の安定供給や地域経済にとってはとても大切な産業であり、雇用の創出や農業関連分野への波及効果など、地域にとってのメリットも期待できると考えています。

そこで、農林畜産課長にお伺いします。

1つ目、養鶏場の建設に当たり、本日に至るまでの過程を教えてください。

2つ目、今後、住民から寄せられた意見や要望、また環境問題や事故が発生した場合、市としてどのような対応をされるのか。

以上2点、お伺いします。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、養鶏場の建設に当たり、本日に至るまでの過程についてでございますが、令和4年9月に事業計画者より洞田地区での養鶏場建設について御相談がありました。10月には事業計画者が関係団体を集めて計画概要の説明を実施され、以後、2か月に1回程度、地元調査や関連企業との調整について報告などを受けております。

また、令和5年度には森林法、農地法などの法律に定められた各種手続が行われ、令和6年度に造成が完了。本年度から鶏舎などを建設していると報告を受けております。

御質問の2点目、今後、住民から寄せられた意見や要望、また環境問題や事故が発生した場合、市としての対応についてでございますが、事業計画者は地元自治会に対し、令和4年9月末に自治会長を通じて計画の概要説明を行った後、班長会を開き、具体的な説明が行われました。その後、令和5年1月に住民説明会を実施されたと聞いております。

また、令和7年に入り、4月及び7月には事業計画者から自治会に対し報告会が開催され、住民からの意見や要望、稼働する前の協定について話合いがあったと聞いております。

なお、市としましては、自治会から協定内容について御相談がありましたので、行政としての見解を申し上げたところでございますが、今後とも御意見、御要望があれば、

内容を精査した上で適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、環境問題や事故が発生した場合に対する市の対応ですが、市役所内所管及び岐阜地域環境室をはじめとする県関係機関との連携を図り、法律等に基づき適正に対応していきます。

なお、事業計画者には、日頃から鳥インフルエンザを防ぐための衛生的な管理をお願いしているところですが、万が一疾病が発生した際は、岐阜県中央家畜保健衛生所や岐阜農林事務所と連携し、迅速に対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

防火水槽は、火災時に消防隊が消火活動に使用する水を確保するための消防水利です。防火水槽は、消火栓や河川、ため池などの水利が不足している地域における火災発生時の備えとして、消火活動に必要な水を供給するための消火水利として設置され、住民が密集する地域などに設置されています。

防火水槽の設置基準は、昭和39年、消防庁の告示で消防水利の基準が定められ、常時貯水量が40立方メートル以上または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ40分以上の給水能力を有するものでなければならないとされています。これを受けて、山県市消防水利の整備に関する基準においても、防火水槽の常時貯水量は40立方メートル以上と定められているところです。

防火水槽は、火災時、火災発生時に住民の生命、財産を守るため、常に使用できることが必須であり、故障や破損で使えないということがないように、防火対象物の関係者は定期的に点検を行い、消防署への報告が行われています。

令和7年度山県市当初予算の概要のうち、消防費の事業として、消防施設管理費において防火水槽の蓋設置、解体撤去工事等の事業があります。山県市は市の総面積の約8割以上が森林であり、特に山間部などの消火栓の設置が難しい地域では、防火水槽は地域住民の生活を守る大切な社会インフラであると言っても過言ではありません。

そこで、理事兼総務課長にお伺いします。

1点目、市における防火水槽の設置されている箇所は幾つあるのか。

2つ目、貯水量、取水可能水量の基準を満たしている40立方メートル以上の防火水槽は幾つあるか、また、基準を満たしていない防火水槽は幾つあるか。

以上2点についてお伺いします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

防火水槽について2点御質問いただきました。

まず1点目、山口市における防火水槽が設置されている箇所数でございますが、全部で341か所設置がされている状況となっております。

次に2点目、貯水量、取水可能水量の40立方メートル以上の基準を満たしている防火水槽の数でございますが、全341か所のうち255か所の設置となっており、山口市では約75%が基準を満たす防火水槽が設置されている状況となっております。しかし、残り86か所については、基準を満たしていない防火水槽が現在残っている状況となっております。

このような防火水槽の管理といたしましては、自治会から異臭がするなどの報告があった場合、各消防団による防火水槽周辺の草刈りや、防火水槽内の泥等を除去するなどの清掃作業を行い管理を行っています。引き続き、非常時に防火水槽が機能するように適切な管理に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 市内の防火水槽の設置数、現状について答弁いただきました。

現状、基準を満たす防火水槽が75%あることが分かりました。また、各地区の防火水槽は日頃から火災時に機能するように、自治会及び各消防団の皆様により注視及び維持管理されていることに御尽力いただいていることについて、感謝の念に堪えません。

そこで、先ほど御答弁いただいた現状を踏まえ、理事兼総務課長に再質問させていただきます。

将来的な地域の事情も踏まえて、防火水槽の今後の在り方について、どのような方針で進めていくのかについてお伺いします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

山口市の今後の防火水槽の在り方、対応方針について御質問いただきました。

議員御承知のとおり、防火水槽は消防庁基準に準じ、常時水量が40立方メートル以上または取水可能水量が毎分1立方メートル以上、かつ連続40分以上の給水能力を有することとなっております。そのため、基準を満たさない防火水槽については、自治会からの撤去要望がある箇所、防護柵等が老朽化により危険性が高まっている箇所などから、消火栓の水利の設置状況などを確認し、火災への対応に支障がない場合において、順次、解体、撤去、埋め戻しを行っているところです。

そのほか、基準を満たす防火水槽で、防火水槽に蓋がなく防護柵のみの防火水槽につ

いては、落下防止対策として自治会からの要望があった箇所を優先的に鋼製の蓋を設置し、防火水槽への落下防止対策を行っているところです。

また、火災等発生時に防火水槽が正常に使用できるよう、異常箇所等の有無の点検確認を山県消防署職員が定期的実施しており、点検により修繕が必要な箇所はその都度対応し、災害時における消火活動の対策を行っているところでございます。

引き続き、基準を満たさない防火水槽については、消火活動に影響が生じないことを確認するとともに、関係する自治会にも防火活動について適切な対応を実施するよう、相談などを行いながら対応を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。

通告順位 3 番 吉田昌樹議員。

○3 番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

2 問あります。

1 問目、ひきこもり支援について福祉課長に伺います。

厚生労働省は、今年 1 月、支援に当たる全国の自治体の職員などが参考にする指針を盛り込んだ「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を新たに作成しました。

その中で、ひきこもり支援に関する法制度の整備と拡充については、2018年（平成30年）、生活困窮者自立支援法改正により、基本理念規定が創設されるとともに、生活困窮者の定義に「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」という形で、ひきこもり状態にある人たちも対象者であることが明確になりました。

生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などの支援体制が構築される中、国では2020年（令和2年）に、本人やその家族が身近な基礎自治体、市区町村で気楽に相談することができるよう、相談窓口の明確化と住民への周知を求めてきました。

加えて、2022年（令和4年）には、都道府県指定都市のみが設置していたひきこもり地域センターを市区町村において設置できるよう拡充しました。これにより、現在、市区町村では、ひきこもり地域支援センターのほか、ひきこもり支援ステーション事業やひきこもりサポート事業の充実など、ひきこもり支援体制の整備が進められ、本人やその家族、さらには地域住民からの相談は確実に増加しています。

また、2024年（令和6年）4月から孤独孤立対策推進法が施行され、孤独孤立状態に

ある人に対する支援の取組も開始されました。

昨年、市議会厚生文教委員会の行政視察で訪問した東京都江戸川区は、継続してひきこもり実態調査を実施し、ひきこもり状態にある方を特定し、個別支援につなげています。

江戸川区の調査の目的は、近年の報道等で、一部の偏見や、8050問題に見られる当事者、親の高齢化が進行している現在、様々な分野、特に介護、保健、生活支援、就労支援などにおける課題の一つとなっているのがひきこもりの問題である。この目に見えづらい社会問題を少しでも明白にして、新たな施策を検討する段階にまで来ている。ただ、何をすべきかの前に、どういう状況で何が必要なのかという根本的な部分から区として把握する必要があった。当事者または親族の方の直接の声を把握していくことも狙いの一つとした、としています。

江戸川区の1回目の令和元年度の調査結果からは、ひきこもり当事者には若年層よりも中年層が多く、同居の親族がいる場合が大多数を占めた。加えて、疾病をきっかけにひきこもり状態になる傾向であることがうかがえる。当事者からは社会復帰、家族等、関係機関、区職員からは支援方法に関する意見があり、現状に不安を感じていることが分かった。また、当事者からは、行政に対して話を聞いてもらいたいとの要望がある一方で、関係機関、区職員からは当事者を把握したい、情報が欲しいといった声が寄せられ、意見が擦れ違う結果となった。相談先の明確化を求める声が多かった。同時に、当事者、家族等とともに悩みを共有できる居場所を求めていることが分かったとしています。

江戸川区は令和元年度、3年度、5年度から6年度の3度にわたるひきこもり実態調査を行い、令和5年度には、「ひきこもりの状態にある人が、地域の一員として、その生き方や価値観が尊重され、自分らしい暮らしを選択することができること」「ひきこもりの状態にある人等が、悩み又は不安を一人で抱え孤立することなく、区、区民等、事業者及び支援団体に相談し、その状況に応じた必要なサポート又は配慮を求めることができること」を基本理念として、ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例を制定しました。

江戸川区の実態調査の結果から分かるように、実態調査を重ねる中で、ひきこもり当事者や家族の具体的な要望が明らかになり、行政や関係機関の役割も明らかになってきます。

山口市でも、何をすべきかの前に、どういう状況で何が必要なのかという根本的な部分から市として把握するために、ひきこもり実態調査を実施することで、市の担当課、

関係機関の職員の情報の共有や課題が明確になり、個々のひきこもり当事者や家族に応じた寄り添った対応ができると考えます。

令和7年第2回山県市議会定例会の一般質問に対する福祉課長の答弁で、山県市が把握しているひきこもりの方は、令和6年度において10件で、令和4年の内閣府の調査の推計を当てはめた15歳以上64歳以下の258人と違いがあり、実態を把握していると言えません。

山県市でもひきこもり当事者と面談ができないケースが多くあり、支援に至るまでの時間が長期間になることがほとんどということですので、市の担当課と関係機関が連携して支援を行うためにも、江戸川区のような段階的継続的な実態調査を行うことが必要です。

福祉課長に伺います。

1、7月10日に更新された山県市ホームページのひきこもりに関する相談に対する、ひきこもり当事者、家族、関係機関の職員、市民からの問合せ状況について。

2、ひきこもり支援に当たっている民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人などの関係機関の職員、及び福祉課、健康介護課、こども家庭センター、こどもサポートセンターなどの山県市職員、さらにひきこもり当事者または親族の方の直接の声を把握し、どういう状況で何が必要なのかという根本的な部分から市として把握する必要があります。今後の山県市としてひきこもり実態調査の取組について。

3、6月の一般質問に対する答弁で、ひきこもりに至ったきっかけは、学校での不適應や短期間での離職を含めた就職の失敗が多いとされ、ひきこもりの長期化や高齢化もあることから、就学や就労でのつまずきに着目した息の長い途切れのない支援が必要と考えておりますとのことでしたが、山県市における小中学校の不登校の児童・生徒の、卒業後の教育委員会等の関係機関との具体的な引継ぎ内容と対応の状況について。

以上について福祉課長に伺います。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、ひきこもり相談問合せ状況につきましては、ひきこもりに関する相談窓口は、7月10日に従来の山県市ホームページをブラッシュアップし更新を行ったところです。相談先は、福祉課、健康介護課、子育て支援課、こどもサポートセンター、学校教育課の5つでございます。

相談や問合せ状況は、こどもサポートセンター8件、学校教育課16件、合わせて24件

ですが、これは4月から7月の1学期中の集計で、不登校児童・生徒、不登校傾向児童・生徒を捉えたものであり、ひきこもり状態として捉えたものではございません。

また、山県市の補助事業であります、山県市社会福祉協議会で行われている当事者や家族の居場所である「あったかcafé」は7月10日以降1名が利用されています。いずれも市民の相談窓口の一つとして寄与しているものと考えております。

御質問の2点目、ひきこもりの実態調査については、当事者である方の認識や判断が変化するため、困難であると考えております。このため、前回の第2回定例会で答弁いたしましたでしたが、内閣府調査で出された推計値2%を当てはめると、山県市の15歳以上64歳以下のうち、258人が広い意味でのひきこもり状態であると推計しているのが実情です。したがって、引き続き相談業務でのひきこもりに関するメッセージを収集し、関係機関との情報共有を行うことで、一人ずつその支援につなげてまいります。

御質問の3点目、小中学校の卒業後の引継ぎについてですが、保護者の求めに応じて情報を次の学校に引き継ぐ場合はありますが、一律で引き継ぐことはございません。また、学校以外の進路先について引き継ぐこともございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 福祉課長に再質問します。

東京都江戸川区のひきこもり実態調査は、まず第1段階の調査として、令和元年度に江戸川区の担当職員、ひきこもりの相談を受けている部署、ケースワーカーを調査対象者にメールを送付し、回答277名。関係機関の職員、民生・児童委員、介護支援事業者、障がい者施設、地域包括支援センターの機関、個人に調査用紙を671枚郵送し、回収数503枚、回答率75.0%。そして、インターネットを用いた当事者、家族の調査、区のホームページに専用フォームを開設し回答を募り、回答者67名。これを集約しました。調査により把握できた当事者は、区職員調査283名、関係機関調査331名、インターネット調査67名の計681名でした。

次いで、令和3年度の実態調査は、ひきこもりで悩んでいる方を特定し、より多くの方を個別支援につなげることを目的に、対象世帯にアンケート調査票を送付して実施しています。

先ほどの答弁では、こどもサポートセンター、学校教育課への4月から7月の1学期中の不登校児童・生徒、不登校傾向児童・生徒の相談や問合せ24件、ホームページ更新の7月10日以降、ひきこもり当事者や家族の居場所である「あったかcafé」は7月10日以降で1人が利用されているということでした。しかしながら、市のホームページ更新

後、ひきこもりに関する相談は、福祉課、健康介護課、子育て支援課及び山口市社会福祉協議会における福祉総合相談はなかったということでした。

このような状況ですので、山口市でも、ひきこもりの方に対して何をすべきかの前に、どういう状況で何が必要なのかという根本的な部分から市として把握するために、ひきこもり実態調査を実施することで、市の担当課、関係機関の職員の情報の共有や課題が明確になり、個々のひきこもり当事者や家族に応じた寄り添った対応ができると考えます。

江戸川区の令和元年度の1回目の区役所や関係機関の担当者への調査でも、かなりの調査件数が上がってきています。相談窓口での町の対応だけでなく、ひきこもり当事者を把握することにより状況が見えてくるのではないのでしょうか。

福祉課長に伺います。山口市として、ひきこもりの実態を把握し、課題を明確にするために、まず市の担当職員及び関係機関の職員への調査を実施してはいかがでしょうか。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

担当職員や関係機関への調査につきましては、引き続き業務で収集したひきこもりに関する情報、メッセージを職員や関係機関と共有する中で、一人ずつ実態把握を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） それでは次の質問に移ります。

加齢性難聴に対する支援について福祉課長に伺います。

高齢者の特定健診や後期高齢者健診での聴力検査の実施と、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設が必要です。

私は、「高くて手が出ない補聴器。補聴器は眼鏡、入れ歯、歩行具などに比べ、あまりにも高額です。保険適用にもならない。補聴器は高いもので数十万円程度にもなるため、年金生活者には手が届きません。眼鏡感覚で補聴器が欲しい」という声を聞いています。

また、同居している92歳の義母は、孫やひ孫が遊びにくると、みんなと会話したいという気持ちが大きくなり、聞き漏らさないよう補聴器をつけ、いつもより意欲的になります。

少子高齢化社会に突入した日本では、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければなりません。しかし、加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因とな

り、鬱や認知症、フレイルの危険因子となっています。

加齢性難聴者にとって補聴器は、高齢になっても生活の質を落とさずに心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるため、難聴者への聞こえの支援は重要な課題です。

加齢とともに感じる聞こえにくさ、年のせいだから仕方ないと諦めてしまいそうなこの症状が、近年の研究により認知症と関係することが明らかになってきました。

国立長寿医療研究センターのホームページの「認知症と関係する「難聴」」を引用します。

「難聴があると、他者とコミュニケーションがとりにくいと感じることもあるかもしれませんが。会話がうまくつながらないことから、患者さんが閉じこもりがちになることもあります。最近の海外での研究成果からは、中年期に難聴があると高齢期に認知症のリスクがおよそ2倍上昇するというデータが発表されています。また、補聴器を適切に用いることで、認知症の発症リスクが軽減するという海外からの報告もあります。

私達は、難聴と認知症についての研究グループを立ち上げ、いくつか調査しました。これまでの研究成果をまとめると、難聴がある患者さんでは、もの忘れの自覚や不安感、焦燥などの精神的な症状を感じる割合が多く、抑うつ気分がある患者さんもいらっしゃいました。また、難聴は高齢の患者さんの日常生活動作や生活の質（QOL）にも関係していました」。

以上が引用した部分です。

しかしながら、補聴器の価格は、片耳で安価なもので数万円、高価なものでは数十万円と非常に高額なことから、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、補聴器の利用が普及されない要因ともなっています。

2020年6月3日、第90回全国市長会議では、介護保険制度に関する提言の中で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを採択し、国に要望しています。

年齢とともに耳が聞こえなくなる加齢性難聴、高齢期の生活を支える補聴器の公的助成が今大きな流れとなっています。

全日本年金者組合中央本部の調べでは、2025年8月15日現在、補聴器助成制度実施自治体は、43都道府県474市町村で実施しています。

今年4月から瑞穂市で高齢者補聴器購入費助成事業が始まり、岐阜県下の10市町村で実施しています。

これまで、全国の都道府県で高齢難聴者への補助制度を行っているのは東京都のみでしたが、今年度から山梨県が補聴器の購入費用補助制度を創設し、住民税非課税世帯な

どを対象に補聴器の購入費用を助成しています。

また、山形県山形市では、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を活用し、補聴器の購入費用の補助だけでなく、令和4年12月より、山形市聴こえくつきり事業として、普及啓発、早期発見、アプリを活用したチェック、または自ら補聴器相談医を受診、補聴器相談医による診察や補聴器購入支援等の早期対応、補聴器相談医や認定補聴器専門店によるフォローアップ、データの分析までの一連の事業をパッケージ化して実施しています。

このような国の交付金活用の工夫もできるのではないのでしょうか。

福祉課長に伺います。

昨年9月の令和6年第3回山形市議会定例会の一般質問で伺い、身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入への補助につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、今後、国や県の動向を注視しながら、他市町村の事例や本市の高齢者福祉サービスの状況を踏まえ、検討してまいりますと答弁いただきました。改めて、加齢性難聴に対する支援について伺います。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

加齢性難聴に対する支援についてですが、身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴の方への支援については、令和6年第3回定例会の議員御質問以降、山形市において支援に対する意見や相談を受け付けてはおりません。引き続き、他の市町村の状況なども注視し、山形市における支援の在り方を検討してまいります。

なお、山形市における難聴の方への支援は、身体障害者手帳を有し、聴覚障がい状況が6級以上の方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費として、補聴器の種類に応じて最大14万4,900円の補助を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 副市長に再質問します。

加齢性難聴に対する支援として、補聴器購入助成制度を実施することが必要です。

山形県山形市では、聞こえのフレイルの予防並びに早期発見、早期対応を行うことにより聞こえの状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで、高齢者の社会的孤立を防ぐとともに、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目的に、総合的な聞こえのフレイル対策、山形市聴こえくつきり事業を実施しています。

この事業では、医産学官が連携し、普及啓発、早期発見、自ら補聴器相談医受診を含む早期対応、フォローアップ、データ分析の一連の事業を、聴力25デシベル以上の軽度難聴の65歳以上の高齢者を対象に実施しています。

岐阜県では、10市町村が聴力40デシベル以上の中度難聴の65歳以上の高齢者を対象に、身体障害者手帳の交付対象外で、購入費の2分の1、上限4万円程度の補聴器購入助成制度を実施しています。

先ほどの回答にあった補装具の補助制度、難聴の場合、6等級で70デシベル以上ということで、これは本当に耳のそばに行ったらしゃべらないと聞こえない程度です。ところが、今の10市町村、それから山形県山形市の基準では25デシベルですので、これは本当に軽度難聴で、県下の10市町村では40デシベルで中等度なんですね。これは本当に、日常生活でちょっと聞こえにくい、そのせいで会話ができないから外にも出かけられないという方たちにこういう補助制度を設ければ、積極的に外に出ていけるようになって、ひいてはフレイル予防、それから認知症予防につながっていくというふうに考えます。

副市長に伺います。

身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴に対する支援として、補聴器購入助成制度を実施している市町村は、福祉と介護予防が連携して支援を行っています。山口市ではなぜ福祉と介護予防が連携して補聴器購入助成制度を実施することができないのか、これについて副市長に伺います。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

加齢性難聴につきましては、コミュニケーションにおいて様々な懸念がされているところでございますが、議員御発言のように、フレイルの危険因子としても考えられ、また、10年ほど前に国際会議での認知症との関連性についての発表もありまして、議員おっしゃられましたように、様々な観点から研究されてきていることは私も承知しております。

また、補聴器について、あるといいなということは私も賛同はいたすところであります。そうしたことから、国家レベルで対応すべきテーマであるものとして、議員御発言のように、全国市長会におきましても補助制度の創設を要望しているところでございます。

直近では、今年の6月4日、第95回の市長会議においても決議をしているところでございます。その具体的な文言につきましては、障害区分に限らず、加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること、また、難聴と認知機能の低

下と関連性の究明を図ることといたしておるところでございます。

ところで、山県市における、今もお話しありました補聴器の助成現状につきましては、聴覚障がいの方が6級以上のほか、18歳未満の児童につきましては、中等度の難聴児の方に対して補助制度を設けているところでございます。

ただ、今後も当面は高齢化が続いていく中で、引き続き健康寿命を延伸させるためにも、国や県における補助制度の創設を今後も要望し続けていくと同時に、近隣自治体の動向も踏まえて、来年度予算の編成の中において検討することの一つとしてまいりたいとは考えております。

なお、少々蛇足になるかもしれませんが、私の身近なところでも難聴者の方は結構おられまして、会話の際にはお顔を見ながら、口をなるべく大きく開けて、ゆっくりはっきり、そして聞き取りやすい言葉でお話しするように私自身は心がけておるつもりではございます。今後、そうした意識や取組が地域社会の中に根づいていくことも大切なことではないかなと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） さらに質問をさせていただきたいんですが、やっぱりやれない理由というのいろいろあるかと思うんですけど、岐阜県下10市町村で既にやっている自治体の中でどれくらいの利用者があるかということで、関市なんですけれども、ちょっと調べてみましたが、これは6月議会の質問に対する執行部の答弁で、補聴器購入助成制度の拡充についてというところで、執行部の回答ですが、始めたのが令和5年7月から実施して、令和5年が23件、令和6年が23件、合わせて46件なんですけれども、2分の1以内で4万円を上限に出しているということで、補聴器の最大でも92万円の補助で、執行部の方の答弁は、利用者からは大変喜ばれていると。

今、副市長がおっしゃったように、ちょっと耳が聞こえない方には、顔をよく見て、口元をよく見てということで、身ぶりもしてということで。僕も義母と一緒に住んでるもんで、朝、御飯を食べてくると、来るんですね。そのときにおはようと言ってくれるんやけど、こちらは手ぶりで、おはよう、おはようって。そうせんと嫁はん聞こえへんから怒られるわけなんですけれども、ただ、補聴器をつければ改善するんですね。孫やひ孫が来たときにきちんと会話ができるようになると喜んでいるので、やっぱりこういう方がたくさんみえると思います。

関市の執行部の方の返答の中で、補聴器、価格が高い、それから両耳装用が多いことと、非課税世帯対象であるという条件がついているので23件ほどの利用しかないという

ことで、今後は制度設計について検討していきますというような答弁をされています。

先ほどの副市長の答弁の中でも近隣の市町村の制度等を見て検討していくということなので、ぜひ実際に実施しているところ、こういったところも見ていただいて、その効果も確認していただきたいですし、それから、せっかく山県、山形ということで連携している山形県山形市、福祉制度としてではなくて介護予防制度ということで、これは補助金を使って、全額国費で令和4年から100件くらいこれをもうやったということなんで、そういったところもぜひよく聞いていただいて、調査していただいて、早期の実施に向けてお願いしたいというふうに思います。

質問は、具体的にどういうふうに調査するかという方法について質問します。

以上で質問を終わります。

○議長（古川雅一） 誰に質問ですか。

○3番（吉田昌樹） 副市長に。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 議員の熱い思いが私にも十分伝わっておりまして、私もそう考えておるところであります。

そもそも人間というのは社会的動物でありまして、コミュニケーション手段というのが最も重要な要素の一つだというふうに私も認識しております。

ただ、そのために、昨日は手話の日でした。いろんなコミュニケーション手段がありますけれども、手話ができる方は手話を有効にするというのも一つかなということは思いますが、もちろん手話できる方ばかりではないので、いろんな文明の利器を使ってコミュニケーションをスムーズにしていくということは重要な視点だというふうには思っています。

ただ、御案内のように、財政的な限りがある中で、今はあれもこれもというわけではなくて、あれかこれかという時代なんですね。ですので、重ねての答弁になって大変恐縮ではありますが、来年度の予算を編成する中で、何を優先すべきか。当然、議員御発言のことについても重要なテーマの一つだというふうには考えておりますが、何を優先すべきかということを考えながら、来年度予算編成で。

近隣の自治体は近隣の自治体です。もちろん近隣の自治体の状況も調査しながら、どのようにしていくかということにつきましては、来年度に限らず、その後も引き続き研究をしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時35分から開始します。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 河合雅俊議員。

○1 番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からは1点、子供たちを守る学校体育の暑さ対策について、学校教育課長へ質問させていただきます。

近年、全国的に猛暑が常態化しており、本市においても連日、熱中症警戒アラートが発表されるなど、異常気象が続いております。

気温の上昇は学校教育、特に体育の授業における児童・生徒の体調管理と学習活動に影響を及ぼす可能性があり、全国的にも大きな課題の一つであります。

現在、猛暑日の体育の授業の実施の判断基準の一つとして暑さ指数が用いられていますが、暑さ指数とは、気温だけでなく、湿度や地面や建物からの熱反射、いわゆる輻射熱を加味した指標であり、人体が受ける暑熱環境の負担をよりの確に表すものであります。暑さ指数が一定以上に達した場合は運動が制限され、特に暑さ指数が28度を超えると熱中症の危険性が高まり、31度を超えると原則として運動は中止すべきとされています。学校現場ではこの基準に沿って授業や部活動が制限されております。

また、全国的には、プールの老朽化や維持管理費の増大、熱中症リスクや教職員の負担増を背景に、水泳の実技授業を廃止、あるいは入水回数の制限を行う学校も相次いでおります。

その一方で、保護者の方からは、授業が減ることで子供の体力の低下につながるのではないかと懸念の声も上がっております。

児童・生徒の健康と教育機会を確保するためには、まず現状を正確に確認し、その上で今後の対策を検討することが不可欠です。

以上のことを踏まえ、2点、学校教育課長へ質問させていただきます。

まず1点目、猛暑日の授業実施の実態についてお尋ねします。市内の小中学校で猛暑日を理由に体育の授業を中止あるいは延期した例があったのか、お尋ねします。

2点目、予防体制の設備の現状についてお尋ねします。市内の小中学校における児童の熱中症予防の体制、そして空調ミストなどの熱中症対策の整備の状況についてお尋ね

します。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問の1点目、猛暑日の授業実施の実態についてでございます。

議員の御指摘のとおり、猛暑が常態化している中では、熱中症に対する日常的なリスク管理が不可欠であり、教育活動の実施につきましては暑さ指数を活用し、科学的な判断に基づき屋外活動の中止等を判断するとともに、活動の時間帯の調整や活動内容の変更により、体育の授業時数の確保に努めております。

猛暑日等による体育の授業への影響につきましても、6月中旬から7月までの期間に水泳の授業が各学年10時間程度計画されており、急な雷雨によって急遽中止した事例はありますが、時間割変更等により水泳の授業の時数の確保はおおむね達成できているとした報告を受けております。

また、9月の体育の授業でいえば、体育館内が高温であることから、校舎内の多目的スペースを利用してマット運動を実施している事例もあります。いずれにしましても、児童・生徒の健康管理への配慮が最優先されるべき事項であり、教育課程の編成については校長が責任を持って行うものと捉えております。

御質問の2点目、熱中症予防体制と設備の現状についてお答えします。

山県市立小中学校の熱中症予防体制につきましては、令和6年度6月改定の山県市立小中学校熱中症予防対策指針に基づいて運用されております。教職員は熱中症の予防策や予防措置、熱中症発生時の対応などについて、子供の命に関わる内容という自覚と高い危機意識を持って熱中症対策に取り組んでおります。

熱中症予防の設備につきましては、全小中学校において、グラウンドや体育館などに熱中症指数を測定する機器を配備するとともに、校外での活動を終えた後に体を冷やすミストシャワーを設置しております。

また、体育の授業以外でも、安全な登下校のため日傘の使用を推奨するとともに、ネッククーラー等の使用を認めている学校もあります。あわせて、広い校区を抱える小学校におきましては、見守り隊の方々による見届けの強化に加え、教職員による引率下校なども行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 再質問します。

1点目、命を守る水泳の授業についてお尋ねします。

先ほどの御答弁では、体育の授業全体については、時間帯の調整や活動内容の変更により授業時数はおおむね確保できているとのことでした。また、水泳の授業についても、雷雨等による中止はあったものの、時間割の変更などにより授業を確保されているとのことでした。

もともと学校における水泳の授業は、1955年の紫雲丸事故をはじめとする水難事故を契機に、子供たちの命を守るために導入された歴史的背景もあります。学習指導要領上、水泳は必須であり、プールなどの水泳場の確保が困難な場合でも、水泳の心得や事故防止に関することについては指導することになっております。

また、水泳は命を守る教育であると同時に、水と親しみ、楽しむ貴重な学習機会でもあります。命を守る水泳の授業の実施について、どのように工夫されているのか、お尋ねします。

2点目、体力低下の懸念についてお尋ねします。

まず大前提として、体力の維持増進は、児童・生徒に限らず地域全体で取り組むべき大切な課題だと感じております。理想ではありますが、お年寄りから子供まで、全ての世代の方が気軽に運動できる環境の一つとして、将来的には公共施設等の利活用によりプール施設が確保されることが本来望ましいのではないかと考えております。

一方、学校においては、先ほども申し上げましたが、保護者の方から子供たちの体力低下を心配する声もいただいております。暑さによる運動機会の制限が続くことで体力が十分に育たないことが懸念されます。市として、学校における児童・生徒の体力低下を防ぐために、どのような取組を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（古川雅一） 学校教育課長でよろしいですか。

○1番（河合雅俊） はい。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

まず1点目の命を守る授業の工夫についてでございますが、水泳の授業の意義は、泳法の取得にとどまらず、安全教育として自分の命を守る態度を育てることが重要です。

特に山口市は川が身近であり、着衣泳法を実施している学校も多く、着衣の状態での泳ぎにくさや水に浮くための方法を学んでおります。学校教育課としましても、小学校5年生を対象に、地元の武儀川でインストラクターの指導の下、川の流れに逆らわない泳ぎの体験や救助方法について、体感を伴う学習を進めております。

2点目の体力低下への懸念についてでございます。

河合議員の御指摘のとおり、5、6年生児童の新体力テストの結果は、僅かではあり

ますが下降傾向にあると捉えております。

しかしながら、この傾向は山口市のみならず全国的なものであり、学校教育課としましては、小学校において子供たちが楽しみながら積極的に体を動かせる運動プログラム、アクティブ・チャイルド・プログラムと名づけておりますが、こういったプログラムの導入を検討し、年間を通して運動神経、要は運動経験を積み上げる工夫を市内小学校に広めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で河合雅俊議員の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 寺町祥江議員。

○7 番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり 2 件の一般質問をさせていただきます。

1 件目、5 歳児健診の導入と、山口市における今後の対応についてお尋ねをいたします。

発達障がいなどを早期に発見し、就学前に必要な支援につなげるため、こども家庭庁は現在、5 歳児健診の全国実施を強く推進しています。

これまでの乳幼児健診は、母子保健法に基づき、1 歳半と 3 歳での健診が義務化されており、5 歳児健診は自治体任意、令和 4 年度の国の調査では全国の 14% の自治体を実施していました。

5 歳前後は言語理解力や社会性が大きく発達する時期であり、対人関係や言葉の発達の遅れなど、課題が顕在化しやすい時期でもあります。そのため、この時期に健診を行うことで、子供の特性を早期に把握し、適切な支援につなげやすいと考えられています。

こども家庭庁は令和 6 年度から健診費用の補助を拡充し、市町村と国が 2 分の 1 ずつ負担する仕組みを導入しました。さらに、保健師や心理師などの研修費用も補助対象として健診の質を確保する体制を強化し、令和 10 年度までに全国の自治体での実施を目指すという目標を掲げられています。

5 歳児健診は発達障がいの有無を見つけることが目的ではなく、子供の強みや弱みを早期に把握し、子育てや学校での受入れ体制に生かすことが重要であり、健診の結果を受け入れるのが難しい保護者もいるため、どのように対応すればよいかを伝えるフォローが不可欠だとも言われています。

令和 6 年度、ちょっと事業名が長いですが、こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業のこどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソシヤルの観点からの切れ目のない支援の推進のための研究により、福岡大学の永光信一

郎氏を代表として、5歳児健診ポータルが作成されました。このポータルサイトには、自治体向けに導入の基礎知識、健診の流れを解説する動画、先行実施自治体の事例などがまとめられており、山縣市にとっても今後の導入検討に大変参考になる内容であると考えます。

健診の実施方式としては、複数の方法が示されています。

1つ目に、集団健診は保健センター等で実施。他児との関わりや社会性を観察でき、他職種による相談支援も同日に提供することが可能です。

2つ目に、巡回方式は、保育所等を訪問し、集団行動の様子や子供同士の関わりを観察、保育士等と直接相談することができます。

3つ目に、園医方式は、園医がふだんの健診を5歳児健診として兼ねる。日常的な情報を活用することが可能です。

4つ目に、個別健診は、医療機関委託型で、保護者の時間的制約に対応しやすく、プライバシー配慮が可能です。

5歳児健診は単なる健康診査にとどまらず、他職種による相談支援の提供が重要です。健診の流れは、事前カンファレンス、問診、計測、診察、保健指導、専門相談、健診後カンファレンスとなっており、医師、保健師、管理栄養士、心理相談士、言語聴覚士、作業療法士、保育士などの専門職が協働して支援に当たります。

専門相談には、子育て相談、栄養相談、療育相談、心理発達相談、教育相談などが含まれ、可能な範囲で健診当日に他職種で提供できることが望ましいとされており、健診で支援が必要と判断された子供や保護者に対しては、地域全体でフォローアップ体制を整備することが求められます。

連携すべき機関としては、かかりつけ医、専門医療機関、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校福祉部門が挙げられます。

令和5年第4回定例会の一般質問において5歳児健診の有効性について伺った際には、5歳児健診は有効と考える、関係機関の体制整備を確認した上で、市として支援の検討を進めてまいりたいとの答弁をいただいております。

以上を踏まえまして、以降3点、お尋ねをいたします。

1点目、国が令和10年度までに全国展開を目指す中で、山縣市としては5歳児健診をいつから導入するお考えがありますでしょうか。

2点目、健診方式について、市としてどの形が現実的とお考えでしょうか。

3点目、検診後のフォローアップや、保育、教育、医療、福祉との連携について、どのように整備を進められるお考えでしょうか。

以上3点を子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山口市として5歳児健診をいつから導入する考えがあるかについてでございますが、本年度を検討、調整の期間とし、令和8年度より実施する予定といたしております。

御質問の2点目、健診方式について、どの形が現実的と考えているかについてでございますが、集団での行動を通じて、発達障がいや情緒面の課題を早期に発見できるなどの社会性の観察が可能であること、医師、保健師、作業療法士など他職種による連携が図りやすいこと、さらに、一度に多くの子供を対象にでき、健診の標準化や記録の一元管理がしやすい、効率的な運営ができるなどを踏まえ、集団健診が最適であると判断し、集団健診での実施に向けて準備を進めているところでございます。

御質問の3点目、健診後のフォローアップや、保育、教育、医療、福祉との連携体制について、どのように整備を進める考えかについてでございますが、5歳児健診は、実施が目的ではなく、子供の発達や心の成長を確認し、必要な支援につなげることが重要でございます。健診によって支援する側と保護者の情報共有が図れるほか、健診によって得た気づきを子供の得意、不得意を理解した成長に寄り添った支援や発達支援につなげることも可能となります。

また、専門職との関わりが増えることにより、子供、保護者、双方への多様な支援の展開が期待されます。

現在、乳幼児健診後の支援として、児童発達心理士による発達段階の確認のほか、市内保育園等において、ピッコロ療育センター指導員や作業療法士と共に、子供に直接関わる保育士が学ぶ訪問支援を行うことにより、子供たちが毎日の生活の中でできることを増やしていく支援を進めております。

また、就学に向けた小学校とのつながりも大切に進めております。

令和8年度から予定する5歳児健診では、これまでの理念を大切にした上で、医師、歯科医師、作業療法士、保健師に加え、子供が日常を過ごす保育園、幼稚園の職員、将来の就学を見据えた学校教育関係者など、多様な視点との連携により実施し、就学前における子供の発達の様子をより丁寧に確認できるようにするものでございます。

健診による専門的な分析をこれまで保育現場で培ってきた支援スキルと結びつけ、子供が過ごす場所での成長支援を重視することで、限られた発達支援の資源が必要な子供に必要なタイミングで届くように設計してまいります。

健診後につきましては、家庭での取組に加え、保育園等や健診に関わった専門職を中心に、必要な支援につなげる体制を整えてまいります。具体的には、健診結果に基づき保健師による家庭での運動や生活習慣への助言、また、健診結果から得られたお子様の個性、特性を保育園、幼稚園と共有し、個に応じた成長支援を行ってまいります。

さらに、作業療法士や医療機関、ピッコロ療育センター等との連携により、専門職による継続的な支援体制を構築いたします。

教育分野とも健診時から早期に連携を図り、就学に向けた環境調整や支援計画の策定、就学相談等を進めてまいります。

健診の結果や御家庭の状況に応じて支援の形は異なりますが、いずれにいたしましても、お子様一人一人の将来にとって最も望ましい支援につながるよう、お子様の気持ちや育ちのペースを大切にしながら、医療機関と連携し、御家族に寄り添った支援を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 健診の実施、またその後のフォローにつきましても明確な御答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

第3期障がい児福祉計画に基づく施策の成果と課題。

平成28年6月の児童福祉法改正により、市町村は児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援を利用できる体制の確保などに係る目標数値を盛り込んだ障がい児福祉計画を作成することとされました。

さらに、令和6年7月には、保育所等訪問支援について、障がいのある子供やその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援事業所における保育所等訪問支援の内容や運営に関する事項を定める保育所等訪問支援ガイドラインがこども家庭庁より示されたところです。

過去の議会においても、令和元年第3回定例会及び令和5年第2回定例会の一般質問で、児童発達支援センターの設置方針や保育所等訪問支援の実施などについてお尋ねをしてきました。その際には、以降のような趣旨の御答弁をいただいております。

今後のピッコロ療育センターの方向性について協議を進めること。国の方針として保育所等訪問支援を効果的に活用していくことが推奨されているため、体制整備を検討すること。市独自での児童発達支援センター設置は現時点では検討していないが、ピッコロ療育センターの強化や医療、保育、相談機能の横展開を検討し、将来に向けて判断すること。

山口市では、令和6年3月に第3期山口市障がい児福祉計画が策定され、計画の最終年度令和8年度末の成果目標として、以降のような具体的施策が示されています。

1つ目、児童発達支援センターにおいて、ピッコロ療育センターに同等の中核機能を有する体制整備を目指す。

2つ目、地域の保育園と児童発達支援事業所の併行通園支援、保育所等訪問支援事業が有効活用できるよう体制を整備する。

3つ目、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に関する協議を市障害者自立支援推進協議会で設ける。

4つ目、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による支援体制を充実させる。

以上を踏まえ、以降4点質問をいたします。

1点目、児童発達支援センターの中核機能整備について、現時点での進捗状況をお尋ねいたします。

2点目、保育所等訪問支援事業や併行通園支援の体制整備の進捗状況。具体的な成果と課題についてお伺いします。

3点目、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援のための協議の場は設けられていますか。また、その成果と課題についてお伺いします。

4点目、保護者向け支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等の提供状況、参加者数や効果、今後の改善点についてお示してください。

以上を福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、児童発達支援センターの中核機能整備の進捗状況についてですが、ピッコロ療育センターにつきましては、第3期山口市障がい児福祉計画の下、児童発達支援センターと同等の中核機能を有する体制整備を目指しております。中核機能とは地域の発達支援に関する相談を行うことと、障がい児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うこととでございます。

1つ目の地域の発達支援に関する相談を行うことに関しては、特に力を注いでいるところですが、保健師がすこやか相談の結果を見て療育を勧めたり、学校や保育園からの相談、こどもサポートセンターからの連携など、幼少のうちに気づき、療育につなげる相談体制を取っております。小学校を卒業した後も、保護者の相談に応じ、必要な関係機関への連携もピッコロ療育センターの利用の有無にかかわらず行っております。

しかし、もう一つの障がい児を預かる施設への援助、助言に関しましては、援助という部分が十分でないというのが現状でございます。

御質問の2点目、保育所等訪問支援事業の体制整備の進捗状況、成果課題についてですが、保育所等訪問支援事業の実施に向け、現在準備を進めております。したがって、成果と課題は今後整理していくことになります。

ちなみに、この事業とは異なりますが、令和3年度から、ピッコロ療育センターとの利用契約がなく療育につながっていないが、その必要があると思われるお子様に対して、ピッコロ療育センター独自で保育園訪問支援を行っております。令和6年度まで112人、延べ152回実施をしております。この独自事業で支援した親子との関係性を保ちながら、保育所等訪問支援事業を実施してまいります。

御質問の3点目、重症心身障がい児等支援のための協議の場の設置状況と成果と課題についてですが、協議の場は山県市障害者自立支援推進協議会の全体会で主に設けておりますが、重症心身障がい児や医療的ケア児支援に特化した議題は今のところ取り上げておりません。

全体会においてインクルーシブ教育や個別避難計画等の各議題を検討する中で、意見交換や情報共有を行っております。ここでの成果としましては、協議会へ教育、保育、高齢等の分野からも参加しているため、重症心身障がい児や医療的ケア児が地域でどのように生活し、どのような支援が今後求められているかを知るよい機会となっております。同じく意見交換等が出された課題として、支援する現場では知識がまだまだ不十分なこと、施設整備の必要があること、専門人材を確保することが挙げられております。

御質問の4点目、ペアレントプログラム、トレーニング等の提供等についてですが、計画では令和8年度に開始予定で、現在、ピッコロ療育センターではペアレントプログラム、トレーニング等を行っておりません。よって、参加者数や効果、改善点についてはこれも今後整理していきます。現在行っている個別の親子指導と併せて実施するよう準備を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問をさせていただきます。

1点目、中核機能整備の充実についてです。

御答弁では、地域の発達支援に関する相談機能には力を入れて取り組んでおられる一方で、障がい児を預かる施設への援助や助言については十分でないとの認識が示されま

した。

では、現在この機能が十分に果たされていない要因、課題や障壁となっているものは何でしょうか。さらに、それらをどのように改善し体制を強化していくのか、具体的にお聞かせください。

特に、市が自ら療育センターを運営しているということは、山口市の大きな強みであると考えます。この強みを生かし、主体的に課題解決を進めていただきたいと思います。市の考えを伺います。

2点目、保育所等訪問支援事業の開始についてです。

令和3年度からは、ピッコロ療育センター独自の取組として、同センターの利用契約がなく、療育につながっていないがその必要があると思われるお子さんに、保育所等訪問支援を行っているとのことでした。

今回の決算審議では、令和6年度に他事業所で保育所等訪問支援事業を通じて支給を受けていた対象者が2人いたという実績がありました。つまり、療育につながっていてもこの支援を受けられない方が存在する、これが山口市の現状であることが明らかになっています。

必要とする人が支援を受けられるよう、市内での事業開始を強く望みます。計画では令和7年度開始とされていますが、実際の開始時期はいつを予定されているのか、お伺いします。

3点目、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援についてです。

現状では自立支援協議会の全体会で関連する意見交換は行っているものの、特化した議題としては取り上げられていないとのことでした。

意見交換の中では、現場での知識不足、施設整備の必要性、専門人材の確保といった課題が挙げられています。だからこそ、専門的な協議の場を設け、関係機関が具体的に課題を共有し、連携策を検討することが不可欠ではないでしょうか。

今後、市として、部会や協議会において特化した協議の場を設けるお考えがあるのかを伺います。

4点目、ペアレントプログラム、トレーニングについては、計画に位置づけられていますが、予定どおりに開始できる見込みでしょうか。

以上4点を福祉課長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、中核機能の充実についてですが、障がい児を預かる施設への援助、

助言が十分でない要因、障壁については、ピッコロ療育センターも市内の民間事業所も同じ事業所という立場であるため、援助や助言という縦の関係性ではなく、横の関係性を築いております。このことから、小学校入学時に民間事業者へ利用者を紹介するほかは、特に援助はできてはおりません。

課題や改善点については、民間事業所との合同研修会、事例検討会などが実施されていないため、今後行う予定です。

また、民間事業者との交流や見学の行き来など、広い意味での援助や助言をできる関係性は引き続き保っていき、公営の強みを生かし主体的に課題解決していく、地域の障がい児を預かる施設の中心的役割が果たされるよう努めてまいります。

御質問の2点目、保育所等訪問支援事業の開始につきましては、来年1月から実施できるよう、県との協議、条例改正や保育園等への説明会をするなど準備を進めております。

御質問の3点目、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援につきましては、山県市の方々の支援に関する課題を整理し、今後、支援部会等の設置を検討してまいります。まずは協議の場である山県市障害者自立支援推進協議会の全体会において、講師を招いて専門的な知識の理解、連携づくりができるよう、勉強会の開催を検討しております。

御質問の4点目、ペアレントプログラム、トレーニングにつきましては、ピッコロ療育センターの療育は個別の親子指導で行っており、ペアレントプログラム、トレーニングに近い内容で実施をしております。しっかりとしたプログラムに基づき指導ができるよう、今後、職員が研修を受け、開始する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再々質問をします。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、児童発達支援センター等が以降の4つの中核機能を発揮することが強く求められています。

1つ目、発達や障がい特性を的確にアセスメントし、乳幼児期から成人時期を見据えた支援を行う専門的支援機能。

2つ目、研修や事例検討、困難事例への助言を通じて地域全体の支援力を高めるスーパーバイズ・コンサルテーション機能。

3つ目、保育所等訪問支援や広報活動を通じて共生社会を広げるインクルージョン推進機能。

4つ目、健診や親子教室と連携し、気づきの段階から相談を受け止め、適切な支援に

つなぐ相談機能の4つです。

これらは独立した縦割りの機能ではなく、相互に横につながり援助し合うことで機能や効果を高め合うものです。したがって、横の関係だから援助ができないという御答弁は本来の趣旨に逆行しており、要因や障壁とはなり得ないと考えます。むしろ、横の関係だからこそ補完し合い、援助し合う仕組みを整えることが求められているのではないのでしょうか。

これまでの御答弁によりますと、実質的にはピッコロ療育センターはその多くの機能を担っているものの、制度に乗せることができていない。地域における役割が十分に明確化されていない。横のつながりを前提とした援助体制が整っていないため、計画が目指す方向に向けた具体的課題が整理されていないのが実態ではないかと思えます。

再々質問1点目です。御答弁にありましたように、公営の強みを生かし、ピッコロ療育センターが地域の障がい児を預かる施設の中心的役割を果たすためには、関係機関との共同体制や役割を明確にし、積極的に事業を展開していくことが不可欠ではないでしょうか。取組を着実に進めるためには、ピッコロ療育センターに運営協議会などを設置する検討が必要であると考えます。所長である福祉課長の見解を伺います。

さらに、本市の「子育て」応援条例第10条には、学校、地域住民、事業者、医療機関等との連携が基本的施策とされ、3には障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした子どもに必要な支援を行うことが明記されています。

国の子ども家庭庁においても、障がいの有無にかかわらず、切れ目のない支援、教育、福祉、医療、就労支援を一体的に進めるインクルージョン推進が重視され、令和8年度の予算要望にも、インクルージョン推進支援員や医療的ケア児コーディネーターの配置など包括的体制整備が組み込まれています。

2点目です。こうした国の方針と市の条例を踏まえれば、ピッコロ療育センターは障がいの有無にかかわらず、子育てを応援する中心拠点としての位置づけを強めるべきではないでしょうか。その役割を一層強化するため、福祉課の所管から子育て支援課へ移管し、インクルージョン推進の核としても機能させることが本市の子育て応援の未来を切り開く一助になると考えます。

最後に副市長の見解をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、運営協議会の設置につきましては、今後ピッコロ療育センターの運営協議会の設置を検討してまいります。

現在、障がい児等の意思、人権を尊重し、障がい児等の立場に立った適切な事業が提供されているかどうかを確認するため、山県市障害者施策推進委員会が設置されております。

また、地域の障がい者を支援するに際し、関係団体、機関は課題について認識を共有し、その対応策を協議し、相互の連絡調整をするため、山県市障害者自立支援推進協議会が設置されております。

中心的役割や児童発達支援センターと同等の機能が果たされるかを確認するなどにつきましては、この2つの会議体では補えないことから、ピッコロ独自の運営協議会で協議しまして、その内容を踏まえ、山県市の障がい児施設の中心的役割を果たし、引き続き中核機能を整備するよう進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再々質問の2点目についてお答えをいたします。

子育て応援の視点から、ピッコロ療育センターの所管課を現在の福祉課から子育て支援課へ所管換えしてはどうかとの御意見ですが、とても実に有力な選択肢の一つだと考えられます。

私が所管課を判断する上で、子育て応援の視点からの主な考え方は3点ほどございまして、1つ目は、子供を見守る上での効果的な視点、2つ目、保護者等が分かりやすい視点、3つ目、行政機関等の公営的な視点などがございます。

こうした考え方の下に、過去には小学校就学前か就学後かによって、市長部局と教育委員会部局とを所管換えしたことがございます。具体的には、小学校就学前の幼稚園とこども園は保育園と同じ子育て支援課に集中させる一方で、小学校就学後の放課後児童クラブは放課後子ども教室等と同じ教育委員会へ所管換えしたものでございます。

この例の場合の考え方は、比較的単純にも考えられますが、それでも、小学校就学前も就学後も関わる、例えば児童館の所管をどうするかとか、児童手当等の所管は今のままでよいのかといった検討は必要にはなっておりました。

ピッコロの場合も同様で、小学校就学前も就学後も関係している上に、障がい関係の福祉的な支援につきましては、今のまま福祉課のほうが分かりやすいのではないかといった考え方もございます。

結局は、所管をいずれの課にしたとしても、結局はチーム山県として関係する課がセクショナリズムにとらわれることなく、児童と保護者、関係機関の方々と関わっていくことが大切であることは論をまたないところでございます。

なお、議員御発言のように、ピッコロ療育センターを中心的拠点として目指すためにも、現在ある場所から庁舎に隣接する保健福祉ふれあいセンターへ移したほうがよいのではないかと現在考えておるところでございます。

これにつきましても一長一短あるかと思われませんが、今後、現場の職員、そして現在利用していただいている方々や関係機関等の御意見もお聞きしながら、賛同が得られるようでありましたら、引っ越しに関する経費につきまして来年度の当初予算に盛り込めないかなと考えているところでございます。

そうした中で、来年度以降のピッコロ療育センターの所管課につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で寺町祥江議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で13時30分から再開いたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） それでは、議長より許可をいただきましたので、認知症支援の推進について理事兼健康介護課長にお尋ねをします。

社会保障費の増加や労働力不足が以前から深刻化することで問題視されてきた2025年問題が、とうとう本年になりました。団塊の世代が75歳以上となる昭和22年から24年に生まれた全国約800万人全員が後期高齢者となり、国民に5人に1人の割合になることから、日本が一気に超高齢化社会を迎えることとなります。

これにより、日本の社会保障制度、医療、介護をはじめとし、経済に多大な影響を及ぼすと予測されており、社会のあらゆる側面で負担が増加し、構造的な改革が求められるとされていることから、大きなかじ取りが必要だと指摘されてきました。

あわせて、2025年問題としても一つ、高齢化の進展とともに認知症と診断される方も増えてきており、今後より一層取り組まなければならない問題だと言われています。

認知症の啓発カラーにちなんでオレンジフェスといった、主に認知症への理解を深め、認知症の方々が暮らしやすい社会を目指すために各地で開催されている啓発イベントや、また、毎年9月21日を世界アルツハイマーデー、認知症の日と制定され、アルツハイマ

一病等に関する認識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらすことを目的としています。

本市もその目的の下、9月21日に認知症講演会が開催をされ、私も参加させていただきました。また、市役所ロビーでも認知症にまつわる展示が行われました。

認知症施策推進基本計画には、65歳以上の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障がいの高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症またはその予備軍といえる状況にあります。

最もなりたくない病気では、認知症が多く調査で1位となっており、次いでがんが上げられることが多く、長年恐れられてきた病気を上回る結果が出ています。認知症が1位となった背景には、自身の尊厳が保てなくなることへの不安や、家族や周囲への影響に対する懸念が大きいという理由が挙げられています。

今では認知症には誰もがなり得ると考えられています。そのため、認知症になった方々をどう支え、支援し、守っていくのか。本人はもちろん、介護をする家族が安心して暮らせる地域づくりへの支援がますます重要になってきています。

そんな中、誰もが認知症になり得るという認識の下、政府は共生社会を実現するため、昨年1月に施行された共生社会を実現するための認知症基本法に基づき、認知症の方や家族の意見を踏まえながら、安心して暮らせる地域づくりや、社会参加の機会の確保などを盛り込んだ認知症施策推進基本計画を昨年12月3日に閣議決定しました。

この計画では、認知症に対する考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けられる、また認知症を自分ごととして考えるという新しい認知症観が打ち出されました。

2004年、「痴呆」という用語は「認知症」に変更され、認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、施策を推進することになりましたが、基本計画では、認知症になると何も分からなくなりできなくなるという考えが現在も根強く残っており、認知症の人が社会的に孤立する、または意思が十分に尊重されていない実態がいまだにあると指摘をしています。こうした実態の改善には、古い認知症観から脱却し、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるという新しい認知症観の考え方を地域に浸透させることが重要であると考えます。

そこで、理事兼健康介護課長に伺います。

1点目、本市で把握している認知症の方の人数を分かる範囲で確認をさせていただきます。

2点目に、推計値、推移についてどの程度見込まれているのか。

3点目に、認知症基本法成立による本市の認識について。

4点目に、昨年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画に基づく本市の基本的な認知症施策推進計画の策定が必要ではないか。

以上4点について伺います。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山口市で掌握している認知症の方の人数についてでございますが、令和7年9月1日現在、介護認定されている1,534人のうち、厚生労働省が定める認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランク2以上が907人となっています。

しかし、この判定基準はあくまで日常生活における自立度を評価するものであり、医学的な認知症の診断基準とは異なることを申し添えさせていただきます。

このほか、健康介護課独自調査として、新規に介護申請をされる場合に、複数回答を可とする申請の理由をお伺いしており、令和6年度においては、骨折、転倒、衰弱などの理由があり、全546回答中、一番多かった理由が97回答の衰弱で、2番目に多かった理由は83回答の認知症という結果になっております。

こうした結果や、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）なども含めると、実際にはもっと多くの認知症の方がおみえになると考えられます。

御質問の2点目、推計値、推移について、どの程度見込まれているかについてでございますが、現時点では山口市独自の認知症の推計は出しておりません。

しかし、議員御発言のとおり、令和6年12月に策定された認知症施策推進基本計画にあります高齢者の約3.6人に1人が認知症、またはその予備軍といえる状況を山口市に当てはめてみますと、2,600人ほどが認知症またはその予備軍と推測されます。

御質問の3点目、認知症基本法成立による山口市の認識についてでございますが、認知症基本法が成立したことは国が認知症対策を強力に進める意思を示したものと認識しております。

また、山口市としましても、この法律の趣旨を深く理解し、市民の誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、認知症を理解していただくための啓発や、認知症の人とその家族に対し、認知症カフェなどの地域での居場所づくりなど、地域全体で支え合う共生社会の実現が重要であると改めて感じたところであります。

御質問の4点目、山口市の具体的な認知症施策推進計画の策定が必要ではないかについてでございますが、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条

8に基づく老人福祉計画とを一体的に策定する山口市高齢者福祉計画が第9期を迎えており、令和8年度は第10期を策定することとしておりますので、その中で重要施策の一つとして考えてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 認知症を山口市高齢者福祉計画の中でも重要な施策として考えていくということでした。

警察庁は本年6月5日、令和6年度における行方不明者届受理等の状況を公表しました。これによると、令和6年度に警察に届出があった行方不明者のうち認知症を原因とするものは1万8,121人で、前年より918人減少したものの、構成比では前年を0.8ポイント上回り、依然として高い水準で推移しています。男女別では男性が1万12人、女性が8,109人で、男性の割合が高い傾向です。また、その行方不明者のうち、死亡状態で発見されたのは491人に上ります。

家族は認知症の人の行動の理解や対応に困難を感じ、将来起こるかもしれない介護上の課題に不安を持つことや、目が離せず気が休まらない、どのように生活すればいいのか悩んでおられます。認知症の方とその家族が穏やかに生活できる環境を築くことが重要になります。

認知症の進行に伴う妄想や暴言など、行動心理症状によってその御家族が不安とストレスを感じ、家族関係が損なわれてしまうということも少なくありません。

その対策として、ユマニチュードというケア技法が効果的とされています。今はまだ聞き慣れない言葉だと思いますが、認知症の方の人間らしさを尊重するための技法とも言われています。

さらに言えば、ユマニチュードでは、ケアを行う側の心構えとして4つの柱を定めています。4つの柱はいずれもケアを受ける人に対して、あなたは私にとって大切な存在ですといった思いを伝える技法ともいえます。

その4つの柱とは、見る、話す、触れる、立つが柱となっています。

見るは、正面から目を見る。上から視線ではなく、水平に、近くで見る。

話すは、ゆっくり穏やかに話す。

触れるは、広い面積で触れる。手や顔など敏感な箇所にいきなり触れない。強くつかまさない。ゆっくりと手を動かす。

見る、話す、触れるは、なるべく同時にやる方がいい。

4つ目の立つというのは、骨粗鬆症の予防、筋力維持、循環状態の改善など、ユマニ

チュードでは20分ほど立ったほうがいいのではないかと、寝たきりの予防になるということですが。

例えば、口腔ケアを嫌がっていた90歳の男性がこのユマニチュードを実践したところ、抵抗せずに大きく口を開け、穏やかにケアを受け入れて、数年ぶりに笑顔を見せておられた。これを実現するのに必要な時間は数秒でした。そういう事例もあります。

ユマニチュード実践による国内の研究結果では、認知症の方の行動や、心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。

また、ユマニチュードを先駆的に取り入れているフランスの施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

また、福岡市では、家族、介護者や病院の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が低減し、介護者の負担も低下するといった効果が見られたことから、市はまちを挙げて認知症対策としてユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。市民から、もっと早く知っていればよかった、今後は介護する人たちに私たちが伝えたいという声が寄せられたことを受けて、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月からは福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置をしました。

また、この新たな認知症ケア、ユマニチュードが注目を浴びていることがテレビの報道特集番組としても取り上げられ、放映されています。

本市においても、誰もがなり得るといわれる、この認知症の方の尊厳ある暮らしを守り支援するケア技法であるユマニチュードの普及を積極的に取り組む必要が求められていると考えますが、ユマニチュードに対する認識と普及についての考えを理事兼健康介護課長にお尋ねをします。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

ユマニチュードに対する認識についてでございますが、認知症の方の行動、心理症状の緩和や、ケアする側の負担軽減にもつながる非常に有効なケア技法であると考えており、その重要性は感じております。

また、ユマニチュードの普及についてでございますが、現在、国や県においてもユマニチュードの普及に向けた動きがあることを承知しております。

山口市としましても、その有効性を踏まえ、以下のような取組を検討してまいります。情報提供と普及啓発としては、認知症の方を支える家族や介護関係者に対し、ユマニ

チュードの考え方や実践方法について、ホームページや広報を通じて積極的に情報提供を行っていきます。

専門職向け研修の実施としては、介護事業所の職員や医療従事者など、専門職を対象とした認知症ケアの研修会などを開催し、ユマニチュードについて学ぶなど、実践的なスキルを習得できる機会を提供し、地域全体で質の高いケアを提供できるよう支援してまいります。

山口市としましても、高齢化が進行する中、認知症の方とその御家族が安心して暮らせる社会の実現は喫緊の課題であると認識しておりますので、今後も関係機関と密に連携を取りながら、認知症支援について積極的に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 誰もがなり得るといわれる認知症の方の尊厳ある暮らしを守り、支援するために、まだほとんど知られていない有効なケア技法であるユマニチュードを広く市民の皆様にも周知し、普及に取り組んでいただきたいと思います。

65歳以上の高齢者が全国的にピークを迎える2040年、その先を見据え、複合的な支援ニーズを抱える独居の方を含めた認知症高齢者が増加することを踏まえ、認知症高齢者が安全・安心に暮らすための生活支援、社会環境の整備に向けて、関係機関との連携も求められています。

介護サービスや生活支援のニーズにも対応できるよう、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、介護支援専門医、介護サービス事業所や、また家族、地域の関係者と共に、認知症、また軽度認知障害の方を支援するネットワークをどのように構築するのが重要になると考えます。

公的なサービスだけではなく、地域の力を活用しながら高齢者を支えていくのが地域包括ケアシステムです。

地域包括ケアシステムにおいて、総合相談支援は、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいなど、様々な地域の関係者と利用者、また関係者同士をつなぐための入り口となる重要な機能となります。

この地域包括ケアシステム推進の中心にあるのが地域包括支援センターになります。地域包括支援センターは認知症の課題解決に向けても重要な役割を担っています。

調査によると、認知症相談に訪れる相談者の属性は同居家族、親族が最も多く、次いで同居以外の家族、親族、民生委員さんの順だとのこと。

物忘れやつじつまの合わない言動などの認知症の初期症状にまず気づくのは、家族、

親族、同居以外の家族等です。つまり、地域包括支援センターが認知症高齢者を早期に発見するためには、認知症の兆候に気づいた時点で速やかに地域保活支援センターを訪れ、支援を求めることができるよう、存在を広く知らしめることも欠かせません。

そこで最後に、理事兼健康介護課長にお聞きします。地域包括支援センターの今後のさらなる当事者を含む関係機関との連携体制の強化についてお尋ねします。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再々質問にお答えします。

御質問の地域包括支援センターと当事者を含む関係機関との連携体制の強化についてでございますが、認知症施策の推進に当たり、地域包括支援センターは地域における中核的な役割を担う重要な機関であると認識しております。

認知症施策における地域包括支援センターの役割として、大きく2点あると考えております。

第1点目として、地域包括支援センターの機能強化にあります。地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が連携し、住民の皆様の様々な相談に対応する総合相談窓口です。認知症の方やその御家族が抱える複合的な課題に対し、早期に気づき、適切な支援につなげる、見守り・つなぎ役として機能を強化してまいります。

第2点目として、地域包括ケアシステムにおける連携強化にあります。地域包括ケアシステムは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制であり、認知症施策を推進する上で不可欠な基盤です。地域包括支援センターが中心となり、医療機関、介護サービス事業所、ボランティア団体など、地域の多様な主体と連携を密にすることで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う体制を構築してまいります。

今後におきましても、山口市として医療、介護の専門職が情報を共有し、個別のケースに対する支援方針を検討し、御本人や御家族が気軽に集い、情報交換や交流ができる場として、認知症カフェ等の交流拠点の設置支援をするとともに、地域包括支援センターがハブとなり、認知症施策を強力的に推進してまいります。

引き続き市民の皆様の声に耳を傾け、よりよい支援体制の構築及び地域包括支援センターの周知に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で加藤義信議員の一般質問を終わります。

通告順位7番 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、防犯カメラ設置補助について質問をいたします。

防犯カメラの設置状況と今後の取組についてお尋ねしますが、補助対象となるのは、カメラ、録画装置などの機器購入費にかかる設置工事費や、設置を示す表示看板などの費用と認識しております。

防犯カメラ設置は、痴漢事件や暴行事件、痛ましい殺人事件まで幅広くカメラの映像が事件解決に役立っています。設置は抑止効果につながることは言うまでもありませんが、防犯カメラ機器は高価でランニングコストもかかります。

設置に取り組みやすい制度の見直しが必要だと思いますが、総務課長にその点をお尋ねします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、防犯カメラの映像は事件などにおいて幅広く事件解決に有用であるものと認識しております。

山口市といたしましても犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、令和2年度から山口市防犯カメラ等設置事業補助金を創設し、防犯カメラを設置する自治会へ補助を行っているところです。その効果といたしましては、令和2年度補助金利用により設置されました防犯カメラの数は、令和7年8月末現在において22台となっており、地域の防犯に寄与しているところでございます。

防犯カメラの機器については、防犯という目的上、一定程度の性能が必要であること、取付け費も含め、ある程度の価格となることは承知しているところであります。しかし、防犯カメラは各自治会における固有の財産でもあり、全自治会に平等にあるものではありません。このため、各自治会における防犯の向上に着目し、山口市としましては機器の設置において補助を行っているところであります。

引き続き、山口市防犯カメラ等設置事業補助金により、各自治会における防犯活動の向上を後押ししてまいります。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 総務課長に答弁をいただきましたが、副市長に再質問をいたします。

一般的には屋外用監視カメラとも呼ぶそうですが、山口市防犯カメラ等設置事業補助金が創設され、その補助金を活用することによって安全・安心なまちづくりを推進するということでしたが、自治会加入者の経費負担に頼って安全を担保するというのはどう

も理解ができません。

自治会への補助金対応では、各自治会加入者の負担額が膨大になります。さらに、自治会加入者のみの負担では、自治会の加入者と自治会未加入者との対応が不公平になります。

それで、1点目に、加入者と未加入者との負担が不公平にならないかをお尋ねします。

最近では、自治会加入者が激減していることは御承知のとおりです。十数名で運営している自治会では高額な防犯カメラの設置は到底望めません。

また、防犯カメラは自治会固有の財産とのことでしたが、防犯が目的なら、市内全域津々浦々に公平な設置をするべきと思います。交通安全対策のカーブミラーや、市内3,529か所に設置されている安全確保の防犯灯と同じ扱いにするべきと思います。

2点目は、補助制度ではなく、市内全域に公平に設置をするべきと思いますが、この2点を副市長に答弁を求めます。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

安全・安心なまちづくりを推進する上で、カーブミラーや防犯灯のことを挙げられましたが、私も同趣旨だと認識をしております。

ただ、カーブミラーの財源につきましては、交通安全対策特別交付金等が想定されていますが、防犯灯については国や県からの財政支援制度はございません。

そこで、データがちょっと古くて恐縮なんですけど、10年ほど前に県内の防犯灯の他市の状況を調べたことがございます。防犯灯の定義等がそもそも曖昧な面もございまして正確ではないかもしれませんが、当時の山口市が設置した防犯灯設置基数は3,100基あまりでした。これに対し、近隣市の状況ですけれども、関市が多くて2,600基余り、本巢市も2,800基余りであり、美濃市については200基足らずで、岐阜市でも200基余りの状況ということで、山口市が最も多く設置している状況にはございました。

そうしたこともありまして、山口市では平成28年度以降、LED化するとともに、所有権を民間のほうに移管するリース方式に改めたところでございます。

防犯カメラにつきましても、防犯灯と同様、公道等への設置について、現在は国や県からの財政支援はございません。ただ、小中学校については国庫補助制度があり、現在その確保を目指していますので、確保でき次第、設置を目指してまいりたいと考えております。

さて、自治会加入者と未加入者での不公平感でございまして、とても重要な視点であり、かつ、とても難しいテーマであると考えております。

これまでに山県市の補助制度により自治会等が設置していただいた防犯カメラは、先ほどありました22基でございます。他方、山県市が現在設置している防犯カメラは50台ほどでございます。山県バスターミナルや自転車駐輪場、総合体育館のほか、警察署の助言も受けながら国道の交差点等に設置いたしており、今後も限られた予算の中で増強してまいりたいと考えております。

防犯カメラの設置事業の主な主体は自治会等としておりまして、議員にへ理屈と捉えられるかもしれませんが、自治会は主体的に補助を受けて設置できるのだとポジティブに御理解いただければというふうに考えております。

そもそも市内の防犯体制の強化を自治会にも依存するというのは、行政としては情けないような気もいたしますが、例えば現代社会における防災の考え方でも、自助、共助、公助による補完性だというのが一般的によくいわれておりまして、防犯についても同様の考え方がございます。

そのためにも、議員も御発言ありました現在の補助制度につきましては、より取り組みやすい制度へ見直し、維持管理費、ランニングコストの支援についても今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） そもそも、副市長にこの再質問をしたというのは、先ほどの副市長の答弁にあったように、財政の、こうした国とか県からの交付金、こういうのを探し出すのは得意でしょう。ですから、わざわざの再質問を副市長にして、これはぜひとも実現してほしいということをお願いしているわけですが、同僚議員の先ほどの質問の中で、あれかこれか、あれもこれも、そんなわけにはいかないという答弁でしたが、市長の提唱しておられる安全・安心なまちづくりというのなら、これは持ってこいというのか、どうしても必要な補助制度だと思っとるんですが。

私のほうでも実は1基を今度お願いするということにしてありますが、50万円を超えるわけです。20万円の補助をもらっても30万円お金が要るわけですね。そうなると、この小さな自治会、例えば十五、六名の自治会では到底これは負うことができませんので、富岡、あるいは東深瀬の連合会で設置をするということで申請を出すようなことを今やっている。

ですが、先ほども言いましたけれども、全く不公平でしょう。こちらの人は10人足らずの自治会、こっちは百何件の自治会で財力が全然違うので、これはやっぱり山県市全域に、例えば100基とか150基とかを設置しても、50万としても5,000万円です。あなたた

ちにしてみれば問題のない金額だと思うんですが、ぜひそれを探していただいて、この山口市全域で、それでさっきの総務課長の答弁にありましたけれども、自治会の財産ということではなしに、やっぱり行政が全てを網羅するというような、行政が設置をするという方向に持って行ってほしいと思っているわけですが、これが安全・安心なまちづくりの第一歩だと思いますが、いかがですか。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再々質問にお答えいたします。

議員御案内のように、山口市、決して財政が豊かな自治体ではございませんので、あらゆる補助制度、国に限らず、国の関係機関、宝くじとかいろんなどころについて、当てはまるメニューがないか探して、より安全・安心な社会づくりについては目指してまいりたいと考えております。

かつて私が防犯灯の担当課長をしておったときに、実は防犯灯をつければいいという感じだったのですが、つけることによって地元でまぶしいとか、米が取れなくなったとか、やっぱりつけたほうがいい、つけないほうがいいというのは地域によって違って、大変申し訳ないですけど、地元のほうで話し合っていて、もうつけようということになると、行政としては正直言って安心してつけられるというのがあったと記憶はあります。

防犯カメラにつきましても、実は私のところの地域の自治会でもかなり意見は割れていまして、要は、そんなんで監視されたら嫌やというネガティブな方もいらっしゃる、監視されるというふうにネガティブに捉える人もあるのかと。

他方、私はどちらかというと、議員と同じく安心・安全のためにもつけるべきやということなんですが、いろんな考え方がありまして、やっぱりこれは地元で話し合っていて、要望をいただけたものについては大変意義のあるものだというふうに私は認識しております。

ただ、議員御発言のように、50万もかかるのに20万を上限にするのは何やということ、は重要なテーマでもあると思います。それと、ランニングコストまで自治会で負担しなければならんのかということにつきましても、どこまで自治会のほうに御負担をお願いするか。議員御発言のように、自治会のメリットが見えにくいということで、私どもとしては、自治会に加入して地域づくり何とかしていただけるということは、行政の域を超えてものすごいメリットがあると思っていますので、お願いしながら、あんまり負荷がかかると、自治会を脱退するようなことを推進するようなことになってはいけませんので、あらゆる面を含めまして、これも重ねて恐縮ですけれども、来年度予算編成

に向けまして、今、補助上限、それからランニングコストにつきましても、改めて近隣自治体とか市内の実態のことを考えながら検討してまいりたいと思います。

あわせて、並行して必ず自治会だけというんやなくて、市としても、緊急性があるところにつきましても、もちろん議員御発言のように、やっぱり市民の安全・安心を守るために、行政としてつけるべきところについては、予算の中で有利な補助制度を見つめながら増強してまいりたいという考えではあります。

それだけやなしに、何とか地域の方々、自治会のほうでも共助ということで、お力をお借りしながら、市民全員の方で何とか安全で安心な住みよいまちづくりを目指してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○11番（山崎 通） 質問を終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で山崎 通議員の一般質問を終わります。

通告順位8番 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり2点、質問のほうをさせていただきます。

まず1点目、鳥獣被害と対策について、農林畜産課長と市民環境課長にお尋ねいたします。

今月2日に中津川市において、帰宅途中の高校生がツキノワグマに襲われ、けがを負う事例があり、岐阜県ではツキノワグマ出没注意情報も発令されました。

山県市においても、児童・生徒の通学などにおける野生鳥獣による人身被害が懸念される場所ですし、農作物への被害はもとより、イノシシによる道路、路肩の損壊被害なども発生していると聞いております。

1年前も同案件の質問をさせていただいたところ、農林畜産課長から頼もしい御答弁をいただいているところですが、そこで、農林畜産課長にお伺いします。今年度における鳥獣被害、とりわけ、里山林整備事業のバッファゾーン整備タイプの実施状況について、どこの地区で何ヘクタール実施したのかと、現在把握されておられる範囲で構いませんので、どの程度効果があったのかお聞かせ願います。

また、居住区域への野生鳥獣の出没により、SFTSなどマダニ媒介性感染症のリスク増大も懸念されると思います。

そこで、市民環境課長にお伺いいたします。山県市におけるマダニ媒介性感染症に関する取組についてお尋ねします。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問にお答えします。

御質問の里山林整備事業バッファゾーン整備タイプの実施状況及びその効果についてでございますが、今年度は伊佐美地区の西出0.5ヘクタール、梅原地区の中村1.2ヘクタール、赤尾地区の洞3.2ヘクタールの3地区でバッファゾーン整備として予定しております。なお、今年の12月から来年3月までの施工予定となっております。

続きまして、どの程度効果があったのかについてでございますが、実施した地区の自治会から聞き取りを実施したところ、バッファゾーン整備によってイノシシをはじめとする野生鳥獣の出没は減ったと聞いております。

引き続き、環境対策として、バッファゾーンを設置し、人間居住区域と森林区域を分け、野生動物の侵入しづらい環境整備を推進していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の山県市におけるマダニ媒介性感染症に関する取組についてでございますが、市民環境課環境政策室としましては、ダニ媒介性感染症に関する取組は行っておらず、市内でも周知している状況はございません。

岐阜県保健環境研究所によりますと、今年7月、県内でダニ媒介感染症の重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の患者が県内で初めて報告されたそうです。

このSFTSとは、日本紅斑熱の病原体を保有するマダニなどにかまれることで起こるダニ媒介感染症のことだそうです。

このマダニは日本全国に分布しており、主に野山や草むら、庭や畑、あぜ道など、市街地周辺でも生息し、春から秋にかけて活性化いたします。吸血前のマダニは通常約0.5センチと小さく、吸血後は約1.5センチ程度となります。

全てのマダニが病原体を保有しているわけではありませんが、マダニの生息場所に立ち入るときはかまれないように注意が必要です。もしマダニにかまれた場合は、数週間程度は体調の変化に注意し、発熱等の症状が出た場合は速やかに医療機関を受診し、マダニにかまれたことを忘れずに伝えてください。

岐阜県では、草むらなどに入るときは、肌の露出を減らしたり、防虫スプレーを使用したりするなどの対策を呼びかけておりますので、環境政策室に相談が入りましたら周知させていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 御答弁ありがとうございました。

里山林整備事業バッファゾーン整備タイプが着々と実施され、実施地区において野生鳥獣の出没減少が確認されているとのことなので、今後も岐阜県や林野庁の補助事業を活用しながら、里山林整備事業バッファゾーン整備タイプの実施拡大のほど、よろしくをお願いします。

そこで、バッファゾーン、いわゆる緩衝帯ということで、細切れ状ではなく帯状に施行して、人の居住区域と野生鳥獣の生息森林とを分かつことで真の効果が発揮されるものと思いますので、連続した地域での実施が必要と考えられ、そのためには地域住民や森林所有者の理解と協力が不可欠かと思えます。

こうした公共事業は、行政担当にとっては当たり前過ぎることでも、一般市民にはなかなか分かりにくく伝わりづらい面があると思えます。広報や回覧板、自治会会議等のできる限り分かりやすく周知すること、この点についていかがお考えでしょうか。農林畜産課長にお尋ねします。

また、バッファゾーン整備以外の野生鳥獣被害対策としての捕獲や駆除、防護柵設置などの事業も、継続拡充のほう、期待しております。

議長、続けて市民環境課に再質問でもいいですか。答えてもらったほうがいいですか。

○議長（古川雅一） 今、質問ありましたよね。

○5番（田中辰典） よろしくをお願いします。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 再質問にお答えします。

再質問の里山林整備事業の周知についてでございますが、バッファゾーン整備をはじめとする里山林整備事業は、岐阜森林環境税を活用し、主に各自治会が事業主体となって実施されております。要望の多くは箇所ごとに採択要件等を精査しなければならない個別案件でございますので、今後、制度並びに要件等が記載されているリーフレットなどにより、各連合自治会にも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 御答弁のほう、ありがとうございました。

先ほどの質問の再質問を市民環境課長にもう1点お尋ねします。

市民環境課長から重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について大変丁寧に御説明いただき、ありがとうございます。重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、2011年に中国で初めて報告されてから、東アジアや東南アジアで患者が確認され、国内では2013

年に山口県で初めて確認されて以来、昨年までは発生地域が西日本中心であったものが、今年になって関東や東北、先月には北海道でも発生が確認され、厚生労働省の発表によりますと、先月末時点での感染者数が149名と、過去最多の状況となっているようです。

市民環境課長から御説明があったように、7月7日に岐阜県にて初めて感染者が確認され、また、岐阜県近隣の愛知県や三重県などでも死者も発生している状況にあります。今年には重症熱性血小板減少症候群（SFTS）が伴侶動物、ペットの犬や猫の感染が確認され、三重県の事例では、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に感染した猫を治療した獣医師が発生後に亡くなったことで、重症熱性血小板減少症候群ウイルス（SFTSV）を保有するマダニに人が刺咬され感染する経路以外に、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に感染した伴侶動物、ペットの犬や猫から人への感染が確認されているようです。

さて、質問趣旨にあります居住区域への野生鳥獣の出没によるリスク増大の懸念についてでございますが、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の発生地域の拡大は、環境要因として、今年の猛暑による影響が考えられるほかに、重症熱性血小板減少症候群ウイルス（SFTSV）を保有するマダニが野生鳥獣により移動、また重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に感染した野生鳥獣の移動が一因であるとの指摘もあるようです。

近年、全国的に野生鳥獣の人里への出没が問題となっており、山口市においても高富市街地を除いた全域で野生鳥獣が出没している状況にあり、イノシシやニホンジカによるぬた場を住宅地付近の休耕田などでも見かけます。そうしたぬた場では、イノシシやニホンジカが体に付着したマダニを大量に落としており、ぬた場の周辺の草むらはマダニの潜伏、繁殖場所となり、ぬた場だけでなく、イノシシやニホンジカなどの通り道となっている道路周辺の草むらもマダニが多く潜伏しているところでもあります。

また、ニホンザルは、カヤの屋根の上や庭や畑など、より身近に出没しており、そのニホンザルの体に付着したマダニが人家付近に落とされている可能性もあり、そのマダニの中に重症熱性血小板減少症候群ウイルス（SFTSV）を保有するマダニがいる可能性を否定できません。

そのことから、山口市においても、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）やリケッチャ感染症（ツツガムシ病、日本紅斑熱）など、ダニ媒介性感染症に関する啓発を広報などで行う必要があるのではないのでしょうか。市民環境課長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 田中議員の御質問にお答えいたします。

議員の質問趣旨でございます居住区域への野生鳥獣の出没によるリスク増大の懸念としまして、マダニの生息先の鳥獣による移動など、いろいろな視点から媒介感染の危惧の御指摘をいただきましたが、先ほど答弁させていただいたとおり、マダニは日本全国に分布しておりまして、季節によっては活性化する特質を持っているものですので、マダニなどにかまれないように、野外活動を行う際に肌の露出を少なくして、自ら身を守ることが大事であると考えております。

ダニに刺されたときは全ての人に感染症が発症するわけではございません。ダニの種類や、その生息する地域によって保有する病原体の種類や保有頻度に大きな差があるようです。一般的に日本で生息しているダニ類が何らかの病原体を持っている確率は極めて低いようで、通常ダニ類に刺されても過剰に恐れる必要はないとされておりますが、診断や治療が遅れることで重症化し、命に関わる感染症などもあると思慮されますので、正しい知識を持って対応することが重要であると考えます。

先ほど御説明させていただきましたように、もしマダニにかまれた場合には、体調の変化に注意して、発熱等の症状が出た場合には速やかに医療機関を受診するよう心がけてください。

御質問のダニ媒介性感染症に関する広報、啓発についてでございますが、国は厚生労働省が動物由来の感染として、様々な感染症のうちの一部として紹介されておりますし、岐阜県では健康福祉部の感染症対策推進課が予防策の周知を行っており、相談先を医療機関や各保健所などを紹介しているところでございます。山県市の広報、啓発に関しましては、感染症対策の担当課でございます健康介護課と協議を行い、検討していきたいと考えております。

以上で再答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 次の質問に移らせていただきます。

質問番号2番、山県市の宝物・円原川について、まちづくり・企業支援課長、市民環境課長にお尋ねします。

CCNの番組「岐阜の宝めぐり～42市町村すべて魅せます～」の中で、山県市の宝物として円原川が紹介されており、びっくりしました。私の中では大桑城が山県市の宝物と思っておりましたが、これから観光の目玉として円原川、神崎川流域をPRしていくことかと思われませんが、バーベキューなどのごみの不法投棄問題を地元北山地区の自治会などから聞いております。また、自分自身も北山地区を何度も巡回し、道路脇や道路のり面に捨てられたごみ袋を目の当たりにしております。

この問題を踏まえて、今後のPRについていかがお考えか、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

また、バーベキューなどのごみの不法投棄問題について、今後の対策について市民環境課長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の山県市の宝物についてでございますが、山県市には清流として知られる円原川、神崎川、三名山として知られる船伏山、相戸岳、釜ヶ谷山、歴史的価値が高いと考えられている大桑城跡、山県市の施設としても伊自良湖、グリーンプラザみやま、四国山香りの森公園、香り会館など、多くの観光スポットがあります。

こうした観光スポットには、山県市観光の小冊子「はじめての山県市めぐり」をはじめ、山県市公式のホームページ、ライン、インスタグラムなどを活用して、広くPRを行い、魅力発信に努めているところでございます。

議員御発言の、観光の目玉として円原川、神崎川流域をPRしていくとございましたが、円原川、神崎川に特化したPRを進めているわけではなく、山県市全体として交流人口や関係人口の拡大につながるよう、観光スポットや食も含めた魅力発信に努めているところでございます。

御質問の今後のPRについてでございますが、先ほど奥田議員の再質問に対する市長の答弁にありましたように、山県市を訪れた方がマナーやルールを守りながら山県市の魅力を堪能していただくとともに、交流人口や関係人口を拡大させ、ひいては定住人口の拡大につながるよう、関係課と連携しながら対応策などを検討してPRに努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問のバーベキューなどのごみの不法投棄問題についてでございますが、毎年夏になりますと市内の河川などでは川遊びやバーベキューを楽しまれるお客様が見え、一部の心ない方がごみなどを放置したままにされることがあるため、市民環境課環境政策室といたしましても、対応に大変苦慮しているところでございます。

通年、業務委託として行っている環境パトロールでは、市内のパトロールを定期的に変更しながら実施する中で、ごみの回収もお願いしているところでございますが、バーベキューシーズンには河原にごみが放置されているところを見かねて、地域の方々が集めていただい

ていることは承知しているところであり、御自分の生活圏や公共の場所の環境保全に御努力されておられることに対しまして、感謝申し上げますところでございます。

それ以上に、河原へのごみの不法投棄が相次ぎ、環境政策室に苦情が入ることから、市の職員による回収活動を行っているところです。

また、同報無線の屋外拡声器を活用し、河原で出たごみは持ち帰るようにと啓発を実施しておりますが、一定の効果はあるのではと見込まれているものの、根本的な解消になっていないのが現実でございます。

今後の対策につきましては、従来の対策を踏まえ、対象となる場所の周辺に不法投棄禁止看板を設置するなどの啓発活動を行い、環境パトロールも夏季に重点を置く契約を検討するなど、対策強化に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 再質問のほうをさせていただきます。副市長のほうにさせていただきます。

バーベキューなどのごみの不法投棄問題について、市民環境課としても住民からの苦情もあり、大変苦慮しておられる状況は理解いたしました。

まちづくり・企業支援課長の答弁にございました、山縣市行政として交流人口の拡大から、関係人口、定住人口につなげたいとの施策的思惑もあり、担当の違いによる難しさもおありかと思いますが、交流人口のごく一部に良識のない客の存在が原因となっていることが問題で、全国的にコロナ禍以降において河川敷や公園などでバーベキューを楽しむ人が増加し、ごみの不法投棄などが問題化しており、一部の自治体では条例でバーベキューなどを規制する動きが出ています。

山口市でも山口市環境保全条例がございますが、現状では不十分で条例の見直しが必要ではないかと考えます。

また、不法投棄されたごみや放置されたままのバーベキュー残飯などが、野生鳥獣にとっては魅力的な餌となり、人里への誘因の一因となっていることは明らかなです。住民（定住人口）に対しては、野生鳥獣を寄せつけない環境づくりが被害対策の第一歩として、生ごみなどを集落周辺に放置しないと周知しているのであれば、来訪者（交流人口）に対しても、バーベキューの後片づけや残飯、ごみの持ち帰りを徹底させる必要があるのではないのでしょうか。野生鳥獣被害対策を進める上でも、この問題を解決する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

私もプライベートで美山の一番奥のほう、円原川のところまで自分の車で見にいきましたけれども、私が思っていた以上に、特に夏場でお盆の頃でしたので、何回か行っていますけれども、予想していたよりも県外からお越しただけていることにつきましては、大変ありがたい反面、不安を感じたところが正直なところであります。

山口市で、自然の魅力を感じて観光で来ていただけていることは大変ありがたいんですが、誤解を恐れずに申し上げますと、諸刃の剣のような面もあるのではないかとというのが率直な感想ではございます。

できましたら、お越しただける来訪者の方、そして地域の方々ともにウィン・ウィンになるようなことを目指していくのが一番いいと思いますけれども、なかなかそんな万全の方法というのは見当たらないんですが、でもそれを目指していろんな方法を試行錯誤してくべきだなというふうには考えております。

発言の中で山口市環境保全条例の見直しが必要というのは、どういう点が見直しが必要かなということはちょっと分かりかねたんですが、また今後御指導いただければと思いますけれども、いずれにいたしましても今夏場のピークは過ぎましたので、これを踏まえて全庁的に地元の方の意見も聞きながら、今月末から来月にかけて集中的に検討をするということを考えております。

それは円原川だけに限らず、武儀川周辺に限らず、市全体の山口市の貴重な自然の魅力というのは、私どもだけやなくて将来の次世代の人たちにも引き継いでいかなければならない宝物だと思っておりますので、今後どうあるべきかということについては、関係課が複数集まって、検討をしてまいりたいというふうには考えております。

ちなみに、アウトドアツーリズムセンターというのを設けまして、実はそこでよそ者目線と言ったら失礼かもしれませんが、いろんな全国のオーバーツーリズムを知っている知見ある方を求めておるんですが、なかなか適材が見つからずに、そういった全国のオーバーツーリズム対策に関わってみえるような方々からの御意見も集めながら、また地域の私どもの知恵の中でよりよい方法を目指して、すぐにはなくても、例えば今年初めて仮設トイレを設けましたが、来年、取りあえず試験的にもやってみようということいろいろ試行錯誤しながら、地元の方に本当に御迷惑をおかけしている分については少しでも緩和できるように、方法を模索してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で田中辰典議員の一般質問を終わります。

田中議員、お礼は要りませんので、今後気をつけてください。

通告順位 9 番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

自然災害に備えた市民への防災対策について、理事兼総務課長にお伺いいたします。

近年、南海トラフ地震の切迫性が指摘され、また、全国各地で台風や豪雨による甚大な被害が発生しています。

本年2月には、山口市においても豪雪により神崎地区の一部が孤立状態となり、改めて地域の災害リスクと備えの重要性が浮き彫りとなりました。山口市は山間部を多く抱える地形的特徴から、土砂災害や河川氾濫のリスクも有しており、こうした自然災害への備えは喫緊の課題であります。市民の生命、財産を守るためには、防災体制を平時から整えておくことが極めて重要であります。

山口市では公民館が地域活動の拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たします。その機能強化の一環として、公民館における公衆無線LANやWi-Fi環境の整備が本年度から来年度にかけて進められる予定であります。

通信環境の確保は、災害時の情報伝達や安否確認、行政からの緊急情報発信において、大きな力を発揮するものであり、防災力向上の観点からも非常に意義深い取組と考えます。こうした整備の動きを踏まえつつ、防災体制の課題について、理事兼総務課長に3点お伺いいたします。

第1に、避難所の受入れ体制についてです。公民館や学校が指定避難所となっておりますが、長期化する災害や広域災害に対応できる十分な設備が整っているのか、改めて点検が必要と考えます。耐震性やバリアフリー、空調、トイレ、プライバシー確保といった避難生活の質を左右する要素について、現状の課題と今後の改善方針をどのように考えておられるのか伺います。

第2に、備蓄体制の充実についてです。災害時には飲料水や食料、毛布、簡易トイレなどの物資が欠かせませんが、本年2月の豪雪時のように山間部の集落は孤立する可能性もあります。そのため、市全体としての集中備蓄だけではなく、公民館単位の分散備蓄や自主防災組織との連携が必要ではないでしょうか。現状の備蓄計画と特に不足している分野への補強について、市としてどのように対応されるのか、お尋ねいたします。

第3に、緊急時の情報伝達、地域連携についてです。災害時には通信途絶や停電の可能性もあります。今回の公民館Wi-Fi整備を有効に活用しつつ、行政、自主防災組織、消防団、地域住民が迅速に情報共有できる体制が不可欠です。公民館を拠点とした災害時の情報伝達システムや、安否確認の仕組みをどのように構築していくのか、市の

考えをお伺いいたします。

以上、防災体制の強化に向けて、避難所機能の充実、備蓄の拡充、通信環境を含めた情報伝達体制の確立など、市民が安心して暮らせるよう、具体的な対応をお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

3点、御質問いただきました。

御質問の1点目、避難所の受入れ体制についてでございます。

現在、山口市は小学校、中学校、公民館などを指定避難所として指定し、その数は40か所となっています。指定避難所における耐震は全ての避難所で満たしております。

一方、議員御質問のとおり、避難所の質を左右する要素でもある空調、洋式トイレの設置、プライバシーの確保のいずれかにおいて課題のある指定避難所は21か所となっています。

これらの課題のある指定避難所の状況を解決するため、指定避難所の施設管理者など、関係者の意見や、女性目線、子供目線を組み込みながら、改善すべき事項の整理を進め、安全・安心につながる避難所の整備を行ってまいります。

次に2点目、備蓄体制の充実についてでございます。

現在山口市が管理している防災備蓄施設は、高富地区に10か所、伊自良地区に4か所、美山地区に10か所の計24か所となっています。

備蓄の状況につきましては、備える、消費するの考え方であるローリングストックを前提とした購入計画に基づき、アルファ米、ビスケット類及び飲料水について備蓄を行っております。

議員御質問のとおり、山間部の地域は孤立するおそれがあることについては、課題として認識しており、孤立時における防災対策を地域住民の自分ごととして気づいてもらうため、北山地区自治会の住民を対象として、先月の8月22日には防災訓練実施前のワークショップ、今月の9月10日には孤立集落状況把握支援訓練を行い、地域住民の課題として取り組んでいただいたところです。この訓練により、分散備蓄の必要について討論を行ったことにより、住んでいる地区の公民館、個人宅、お寺などへの備蓄が検討され、有意義な訓練となったところでございます。

引き続き、このような訓練を継続していくよう検討してまいります。

最後に3点目、緊急時の情報伝達、地域連携についてでございます。

議員御質問のとおり、災害時には通信の断絶などは十分起こり得る事象の一つと考え

られます。

山口市は消防機能を岐阜地域の4市1町で広域化して、災害時などに対応しているところです。災害により情報通信が断絶した場合を想定して、情報通信業者と協定を結んでおり、電話回線を確保する移動基地局車の支援などにより、情報通信を確保することとしております。

ほかにも電話回線が断絶した場合を想定し、インターネット回線を利用したIP無線を配置しております。

さらに、岐阜地域消防における災害時の情報通信対策として、スターリンクを活用した情報通信の整備を進めているところです。

これらの情報通信手段を構築し、市民の安否確認などに対応してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 再質問させていただきます。

防災体制の強化に向けて、避難所機能の受入れ体制や、備蓄の拡充、そして緊急時の情報伝達体制の確立など、市民が安心して暮らせる体制づくりが進んでいることが理解できました。また、防災対策を地域住民が自分ごととして気づいていただくよう、ワークショップや支援訓練がなされていることも分かりました。

そこで改めて、理事兼総務課長に2点再質問させていただきます。

1点目は、災害が起きた際の避難所生活の環境改善についてであります。

災害時には避難者の心身の健康維持も重要であります。本年8月18日の岐阜新聞には、岐阜県では避難所トイレの数について、22の市町村が政府が指針で示す基準を満たしていないと答え、その理由について、予算や場所の確保が難しいと回答をしています。山口市のトイレの準備状況についてお聞かせください。

また、山口市では避難所における生活環境の改善を目的に、ラップ式トイレを積載した多目的車両の導入を検討していると承知しております。車両を活用した電源供給やラップ式トイレ、簡易設備の提供は、避難所生活の質を大きく高める可能性がありますが、その導入計画や活用方針について伺います。

2点目ですけれども、防災訓練についてであります。

岐阜県では住民参加型の政策オリンピックとして、多くの住民が参加できる防災訓練が募集され、自治体や自治会の取組が採択されました。避難訓練は単なる避難行動の確認や、やって終わりではなく、そこから変わるということにつなげていかなければなりません。有事に備えた訓練は被害の軽減や混乱防止に直結するものであります。

本市においても公民館や自主防災組織を中心とした住民参加型訓練をさらに充実させ、地域力を高める必要があると考えます。特に本年度導入予定の多目的車両の導入と組み合わせれば、より実践的で、効果的な訓練が可能になるのではないのでしょうか。

本市として住民が積極的に参加できる形での防災訓練をどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再質問にお答えします。

2点、御質問いただきました。

1点目、災害が起きた際の避難所生活の改善についてでございます。

山県市のトイレの準備状況につきましては、災害時に使用できるトイレの合計は421基となっています。内訳といたしましては、簡易トイレが28基、ラップ式トイレが令和7年度整備分を含めて26基、空の浄化槽を活用したマンホールトイレが3基、美山地区における浄化槽の沈殿分離槽に直接つながるマンホールを活用するトイレが13基、避難所における洋式トイレが351基となります。

南海トラフ巨大地震における当市の避難想定人数は2,358人であり、約6人に1基の割合の保有となります。自然災害等における被災者が尊厳ある生活を送るための、人道支援で守られるべき最低基準を示す国際基準でありますスフィア基準によりますと、災害発生当初に必要なトイレの数は50人当たり1基、その後は20人当たり1基が必要となり、山県市においては必要数を満たしているという状況になっております。

ラップ式トイレを積載した多目的車両の導入計画は、今年の5月に売買契約が完了し、今年度中に1台の納入が予定されております。多目的車両の活用方針は人員物資の輸送や、救護所としての利用及びトイレカーとしての活用を考えております。また、災害時における多目的車両の各機能を生かすため、防災訓練や操作訓練を行い、災害時に生かせるよう、訓練なども実施してまいります。

次に2点目、防災訓練についてでございます。

地域に住んでいる方々に災害を自分ごととして捉え、有事の備えた訓練は議員御質問のとおり、被害の軽減や混乱防止につながるものであると考えます。このため、広報紙に家族などで災害について気づきができる紙面による訓練を行っているところです。

また、住民が積極的に訓練に参加できるよう、ショッピングセンターを活用した防災訓練の計画を進めております。

ほかにも、多目的車両を活用した防災訓練についても今後検討してまいります。

多くの住民が防災訓練に参加できる工夫を検討しながら、山県市民の防災力向上に努

めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 以上で質問を終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で武藤行儀議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で15時より再開いたします。

午後2時49分休憩

午後3時00分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位10番 操 知子議員。

○10番（操 知子） 議長の許可を得ましたので、通告のとおり、2点質問を行います。

まず1点目、乳児をとりまく環境について。

私は出産に当たりできる限り出産直前まで活動を続けたいとの思いから、山県市議会会議規則に基づき、産前休業には法定基準に準じる6週間前より22日遅れて入り、出産予定日の18日前に産前休業に入らせていただきました。その後も民間企業での副業や、地域行事、政務活動は出産予定日を超えても継続しておりましたが、最終的には出産予定日の数日遅れを経て出産入院の2日前より完全休業に入らせていただきました。

出産後は8週間の産後休業を取り、その後は必要に応じて緊急的に育児休業を取得いたしました。育児・介護休業法や、労働基準法の趣旨を参考にした山県市議会会議規則に基づき、安心して休業を取得することができ、大変助かりました。

この自身の経験を経て、同じ時期を過ごされた皆様の歩みや選択に改めて共感しているところです。

そこで以下の4点について、お尋ねいたします。

1点目、出産入院から退院、1か月健診を経て、1か月を過ぎた頃から赤ちゃんとの外出が始まり、こんにちは赤ちゃん訪問、3から4か月健診、6から7か月健診と進んでまいります。

私の場合は健診以外での外出はほとんどなく、3か月目になってようやく必要最小限の外出を始めました。毎日3時間おきであった授乳時間にも既に変化があり、子供の成長に対する関心が一層強くなる時期でありました。

出生直後からの身長や体重の変化、出生直後、生後2週間、1か月健診、約2か月の

こんにちは赤ちゃん訪問、3、4か月健診、6、7か月健診は、子供の成長を実感する大きな喜びであり、健診や健康診査の機会を心待ちにしておりました。さらにこの健診の機会以外でも毎月1回開催される乳幼児相談で測定することができ、職員の方とのさりげない会話を通じて日常に抱えていた不安や疑問を解消することもできました。

そこでお尋ねいたします。いつでも気軽に身長や体重を測定できる場所が大切であり、その機会を増やしてはいかがかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目、生まれて間もない乳児は自ら遊ぶことはできず、常に保護者との関わりが必要であります。興味・関心が広がるこの時期には例えば動物や動くおもちゃ、季節の風景などを見せてあげるために、安全に散歩できる場や、近隣の遊び場を探したりします。しかし、季節や気候によっては、屋外に出ることが難しい場合もあり、ショッピングモールや児童館などを利用せざるを得ません。また、母乳育児でない場合、授乳時間や移動手段の制約もあり、より近場で安全に遊べる場所を探すことになります。

外出は子供だけでなく、保護者の心身の健康にも大きく関わるものであります。

そこで、お尋ねいたします。初めての子育てが始まったばかりである、乳児の遊び場の確保について、どのようにお考えでしょうか。

3点目、私は地域行事や市の事業に子供を連れて参加する際、授乳や泣き始めたときの一時的な待機場所に困ることがありました。

例えば美山コミュニティセンターでの少年の主張大会では、授乳専用の部屋はありませんでしたが、職員の方が率先して空いていた和室を授乳スペースとして用意していただき、その場まで案内していただき、大変助かりました。

一方、富岡公民館での一般介護予防事業では、産後3か月目から参加しておりましたが、空いている和室を自分で見つけて、授乳用に利用しておりました。この教室は準備から含めると12時半から15時30分と時間も長く、自宅からの移動時間を含めると、4時間ほどになることもありました。

さらに、梅原公民館での学習発表会では、主催者側の配慮により休憩所が設けられ、安心して授乳することができました。

授乳や一時的に子供と過ごす場所が確保されることで、保護者は安心して地域行事や市の事業に参加することができます。

そこで、お尋ねいたします。コミュニティセンターや公民館の利用者に限り、授乳や一時待機のための部屋を貸し出す取組が必要であるかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

4点目、令和6年7月5日、行政主体で女性などの視点を踏まえた避難所運営推進事

業検討会が開催されました。私は事前に意見提出の機会をいただき、その中でも乳児に関する内容として、授乳やおむつ交換のスペース、妊婦や乳児の感染症、マタニティ・産後スペースの確保、さらに離乳食や乳児飲料の購入などについて提案いたしました。

本年7月には災害時の生活物資調達に関する協定が締結されたほか、それ以前からもスーパーなどとの協定があります。ここで気になるのは、母乳育児でない方や、災害時のストレスにより授乳が困難となった場合の対応です。粉ミルクや液体ミルク、離乳食は乳児の命に直結する物資であり、離乳食の進み具合も乳児によって異なるため、柔軟な備えが必要です。

そこで、お尋ねいたします。現在の協定を踏まえ、水や哺乳瓶を含む、粉ミルク、液体ミルク、離乳食の調達について、想定される見込み人数はどの程度でしょうか。

以上、4点について、1点目、2点目は子育て支援課長、3点目は生涯学習課長、4点目は理事兼総務課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、いつでも気軽に身長や体重を測定できる場所が大切であり、その機会を増やすべきではについてでございますが、子供の健やかな成長を願う保護者の声として、いつでも気軽に体重や身長を測定できる場所が欲しいという御要望は、子育てに真剣に向き合っておられる御家族の思いの表れであり、大切な御意見として受け止めております。

現在、乳児の体重や身長が測れる場所として、保健福祉ふれあいセンターや高富児童館があり、保健師や子育て支援員などの相談できるスタッフが常駐しているため、身体の成長測定のほか、健康や食事等に関する相談も受けることができ、お子様の健やかな成長に際し、大きな役割を担っていると考えています。これらの公共施設のほか、市内の商業施設にも設置されている施設があると確認しているところでございます。

測定機器の配置につきましては、公共施設や民間施設にもそれぞれ固有の役割があり、様々な施設に測定機器を設置することは予算面、人員体制、機器の管理、衛生面などの観点から、現実的に難しい状況がございます。

特に、月齢の低いお子様などの場合、姿勢の保持や器具の使い方によって測定値が大きく変わることがあります。そのため、専門の知識と技術を持ったスタッフがいる場所で測定を行うことで、より安全にそして、正確にお子様の成長を確認することができます。

御家庭での測定ももちろん大切ですが、定期的に専門の職員などがある場所で確認す

ることで、安心して成長を見守ることができます。お子様の測定を御希望の際は、山口市が毎月実施している乳幼児相談をぜひ、御利用いただきたいと思いますと考えております。

今後におきましても、保護者の皆様のニーズ把握に努め、必要な場所に測定機器を整備し、安心して御利用いただける環境づくりを進めてまいります。

御質問の2点目、初めての子育てが始まったばかりである乳児の遊び場の確保についてでございますが、生後間もない乳児、特に初めての子育てをされる保護者の方々が、授乳や移動の制約の中で、近場で安全に過ごされる場所を求めている現状についての御質問をいただいたものと受け止めております。

乳児などは安全確保の観点から、常に保護者などの関与が必要であることから、育児の負担は大きく、特に初めての子育てでは不安や孤立感を抱きやすい傾向にあります。こうした状況において、親子が安心して過ごせる場所の確保は、子育て支援の根幹に関わる重要な課題であると認識しております。

山口市では子育て家庭のニーズに応えるため、高富児童館、こどもげんきはうすの2か所の児童館に、おおむね3歳未満のお子様を持つ親子の交流及び遊び場である地域子育て支援拠点を設置し、遊び場、保護者同士の交流、育児相談の場として活用されているほか、月齢に合わせた乳幼児教室を実施することなど、楽しみながら子育てを学ぶ機会も設けております。

乳児にとって安全な生活、遊びの場は、まずは自宅が基本となりますが、保護者が育児の手法を学び、交流を深める場として、山口市では地域子育て支援拠点等の活用を推進しております。伊自良、美山地域には、地域子育て支援拠点はございませんが、伊自良、いわ桜の2つのコミュニティセンターにキッズスペースと授乳室などを設けており、地域の親子が自由に利用できる場として整備しております。

これらの施設は保護者の創意工夫によって、日常の延長線上で無理なく使える遊び場や、交流の場として親しまれております。

一方で、民間施設においても授乳スペースやキッズルームの設置など、空間の工夫によって、子育て世帯に人気を得ている事例があることは私どもも確認しております。

こうした取組は、地域の子育て環境の多様性を広げる上で、非常に意義のあるものと受け止めております。

今後も乳児をはじめとした各成長段階における子供を育てる家庭の目線に立ち、既存施設の活用促進と情報発信を強化するとともに、必要な環境整備を着実に進めてまいります。引き続き、子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域資源の活用と支援体制の充実に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、コミュニティセンターや公民館に授乳や一時待機のための部屋を貸し出す取組についてですが、幼い子供を育てる保護者が地域行事や山県市の事業に安心して参加できる環境を整えることは、必要なことと考えております。

さきの子育て支援課長の答弁のとおり、令和4年度にリニューアルオープンした伊自良コミュニティセンターや、令和7年度にオープンしたいわ桜コミュニティセンターには、授乳やおむつを交換できる専用エリアを新設しておりますが、山県市内の同様な施設にはそうした専用エリアが整備できていないため、授乳等のスペースが必要な場合は、申出によりその都度利用できる部屋を御案内するよう対応しておりました。

今回、議員の御提案を受け、高富、美山コミュニティセンターでは、授乳等の対応に係る案内板をかけたところでございます。

なお、今後は子育て世帯の方々の御意見を伺い、安心して利用できる施設整備について検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

御質問、4点目、現在の協定を踏まえ、粉ミルク、液体ミルク、離乳食の調達について、想定される見込み人数はどの程度かでございます。

山県市に災害が発生した場合の避難人数は、南海トラフ巨大地震による被害想定を根拠に算出しており、その数は2,358人で、山県市人口の約10分の1が避難する人口として想定しております。

そのうち、ミルクや離乳食が必要と考えられる0歳から1歳の人口で見込み人数を算出した場合、令和7年8月1日現在、山県市においては191人在住しており、避難想定人口における10分の1の割合で算出しますと、約20人が粉ミルクなどが必要な人数となります。

しかし、災害時には様々な年齢層の方々が避難されることが想定されます。

現在、山県市が締結している防災協定者で、幅広く食品等の支援提供が可能な相手先は4社と想定しております。災害時にはこれらの協定先と連携し、様々な年齢層に対応しながら、避難所における支援物資の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 再質問に入ります。

1点目、先ほど2点目の答弁について、自由に子供が遊べる場があることは、保護者にとって心から安らげる貴重な場所であり、子供にとっても新しい発見や学びの場となっています。

しかし、日常の中で保護者は常に子供と一緒に過ごしているため、ときには子供が遊ぶ姿を少し離れて見守り、安心してほっとできる時間もとても大切だと感じます。

その点で、図書館のお話タイムや、こどもげんきはうすのわくわくタイム、げんきタイム、さらに指定管理の高富児童館のイベントは本当にありがたい場であり、子供がほかの乳児に関心を示す姿に触れると、保護者としても心が安らぎます。

そこで1点、屋外の遊び場について、現状をお聞かせいただければと思います。

2点目、さきの4点目の御答弁について、私自身、子供と外出した際、初めての場所であったことや、持ち合わせが十分でなかったことから、子供にミルクなどを飲ませることができなかった経験があります。初めはじっと耐えていた子供も、やがて空腹のあまり泣き始め、私は何とかミルクを与えてあげたいという思いで焦るばかりでした。

子供の表情や仕草を目にして、このとき強く感じたのは、乳児にとってミルクを飲めない状況が危険な状態に直結しかねないということ。そして、すぐに飲ませられる状態であることが何より大切だということでした。

しかし、災害時に粉ミルクを与えるためには、哺乳瓶や水、清潔な環境、そして70度以上のお湯など、多くの条件が必要であり、現実にはとても難しい場面が想定されます。くわえて、粉ミルクは使い捨ての哺乳瓶でない限り、煮沸などの消毒も必要となります。

一方で液体ミルクであれば、飲み口をつけてすぐに与えられるほか、缶から直接、少しずつ飲ませることも可能であり、非常に有効な備えになると考えます。全国的にもこうした点が周知されつつあり、ショッピングセンターやスーパーとの災害時協定が進められてきました。

しかし、実際に機能しなければ、乳児の生命に直結する重要な問題です。

自分では何もできない乳児は、保護者や周囲の温かな助けに頼るしかありません。

乳児は衛生管理がとても重要であり、災害時には下痢や感染症のリスクが高まるため、おむつ交換後や授乳前の手洗いを徹底すること、また、避難所においては可能な限り乳児専用の清潔なスペースを確保することが望ましいとされています。このような理由から、避難時には福祉避難所の利用が想定されます。

さらに環境の変化によって、乳児の睡眠、排せつ、泣きが乱れやすくなるため、安心

できるように保護者とのスキンシップを大切にし、授乳や抱っこといったふだんどおりの関わりを心がけることが乳児の安定につながります。

だからこそ、乳児に必要なミルクや離乳食の備えは、単なる物資の確保にとどまらず、いざというときに確実に機能できる仕組みづくりが求められていると考えます。

そこで現状の体制についてお答えいただければと思います。

以上、1点目を子育て支援課長、2点目を理事兼総務課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、屋外の遊び場についての現状についてでございますが、乳児の屋外の遊び場につきましては、現状として山県市には専用の施設はございません。

しかしながら、山県市には屋外で芝生や人工芝などを有する施設がございます。気候や天候の状況にもよりますが、保護者の方が見守りながら外の空気に触れ、親子でゆったりと過ごしていただくことも可能だと考えております。

乳児期は身体の発達が未熟で、気温や環境の変化にも敏感な時期であります。地域子育て支援拠点や乳幼児教室などで、同世代の親子や支援員などの意見交流や相談などを通し、お子様に合わせた安全な外遊びを見つけていただき、安心して外遊びを過ごしていただければと考えております。

引き続き、乳児期から外遊びができる環境づくりにつきましては、子育て世帯などの声を聞きながら研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再質問の2点目についてお答えします。

配慮が必要である乳幼児へのミルク等の確保についてでございますが、先ほどの答弁の繰返しとはなりますが、災害時には乳幼児も含め様々な年齢層の方々避難されることが想定されます。このため、災害支援を行える事業者の皆様の支援を受けられるよう、災害協定などにより仕組みづくりを行っているところでございます。

災害はどのような形で発生するかは分かりませんが、災害時には支援いただける関係者などと連携しながら、被災された方で優先的に支援が必要な方々に対し、支援が速やかに届くように対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 続きまして、質問2点目へ移ります。

梅原地域をとりまく浸水災害について。

本年7月17日、山県市において大雨警報、土砂災害、洪水警報が発表されました。その日の夕方には、富岡公民館から梅原地域高田地内まで車で通りながら、氾濫状況を確認いたしました。

まず、梅原地域塚洞地内から田口地内にかけては、県道以北の田んぼの間を通る市道が水没しておりました。また、梅原地域高田地内でも県道以北が水没し、とりわけ高田地内においては、県道から集落へ侵入する主要道路が冠水し、伊自良川支流の八反田川に流入する排水路から氾濫した水が道路を横断して流れておりました。

このまま降雨が続けば、夜間に車両が誤って進入する危険性が高いと考え、担当課へ通報し、通行規制の検討を要望いたしました。

担当課には直ちに現地確認を行っていただきましたが、その後、雨がやんだため、大事にはいたりませんでした。

同日、赤尾地域では実際に通行規制が敷かれ、ガードマンや職員が対応に当たったと伺っています。

梅原地域の浸水被害の原因の一つに八反田川やしびり川だけではなく、その流末となる伊自良川の影響も考えられます。

平成18年に策定された伊自良川圏域河川整備計画の上位計画に当たる第3次新五流域総合治水対策プランは、令和7年3月に改定されていますが、伊自良川の山県市内の箇所については、20年から30年を見据えた中期的な目標設定となっており、岐阜土木事務所へ確認しても、山県市区域に入るのはもう少し先との回答でありました。

なお、当プランの中期計画は5年に1回程度の降雨を想定した暫定計画であり、長期計画では20年に1回程度の降雨を想定されています。

また、梅原地域の洪水時の避難所は、梅原公民館、梅原小学校、梅原保育園が指定されております。

以上を踏まえ、お尋ねいたします。

1点目、平成27年の一般質問において、八反田川の藻や土砂の除去が実施されました。しびり川及び八反田川における藻や土砂の除去についてその効果をどのようにお考えでしょうか。

2点目、今回7月の大雨で、明らかになったように、梅原地域では伊自良川支流の氾濫により、道路が水没する場合があります。その際、指定避難所までのルート確保についてどのようにお考えでしょうか。

以上2点を建設課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、しびり川及び八反田川における藻や土砂の除去の効果についてでございますが、梅原地域を流れるしびり川、八反田川では、環境省の重点対策外来種であるオオカナダモが河床に繁茂し、流れを阻害することが懸念され、過去には八反田川の一部区域で除去を行いました。約10年が経過して、再生し、繁茂している状況にあります。

除去により再生を防ぐには、根から除去し、ちぎれた植物断片の拡散防止、継続的な除去が必要であり、さらに実際の流れへの影響の程度であるとか、除去の効果やその持続性など、不確かなことも多いため、再度除去を実施するためにはその財源等も含め、検討が必要であると考えます。

また、河川内の土砂堆積は、河積断面の減少や阻害に伴う排水能力低下の原因となるため、八反田川におきましては、令和5年度に緊急浚渫推進事業債を活用し、土砂堆積が著しい上流部、約200メートル区間のしゅんせつを実施いたしました。

今後は、その下流においても土砂堆積状況を確認し、必要に応じて同起債等を活用したしゅんせつ事業の継続を検討する考えであります。

御質問の2点目、伊自良川支流の氾濫により道路が水没した場合、避難所までの確保についてでございますが、議員御発言のとおり、7月の豪雨では赤尾地内で市道は冠水し、排水路への転落等の危険性が高まったため、市職員等により通行規制の対応を行いました。

伊自良川支流に限らず、市道が冠水した際は、カラーコーン等で通行規制等の対応を行う方針ではありますが、各所で冠水が発生した場合に全てを対応することは困難であり、御質問の避難所までのルート確保や、安全な避難ルートへの誘導なども現実的には対応不可能であると考えております。

そのため、避難時に道路冠水が確認された場合は、通行を控えて迂回するなどの対応をお願いするとともに、平時から洪水ハザードマップにより、お住まいの地域の浸水区域や深さなどを確認し、浸水に対して安全な避難ルートを把握し、降雨情報や、避難指示などを基に、早めの避難をお願いしたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 再質問へ入ります。

山口市や岐阜県が公表している伊自良川及びしびり川の洪水ハザードマップを見ると、

梅原地域では浸水想定が床上、床下に分かれて示されています。具体的には、七日市地内では1階が床上浸水するおそれがあり、七日市から梅原スポーツランドへ向かう県道以南や高田地内の一部では、床下浸水が想定されています。さらに、しびり川のハザードマップでは、七日市から梅原スポーツランドまでの県道以南でも床上浸水の可能性が示されています。

このように、現実的な浸水想定は住民の生活に直結する深刻な被害を伴うものであり、住民の不安は依然として大きい状況です。実際、平成31年3月に地域住民から市に提出された要望書には、梅原地域の住民から次のような声が寄せられています。

昭和51年9月12日の豪雨による被害は、梅原地域においても高田、山ヶ崎、行信地区から七日市にかけての一带に及び床上及び床下までの浸水をしました。そして、幾つもの谷川の土砂流出などの水禍が多くありました。

七日市住宅付近で伊自良川左岸の堤防が決壊し、当時32戸の住宅のうち30戸までが床上、0.5メートルから1.2メートル浸水し、家財の流出、破損、家屋の損傷、田畑の損失など、悲惨な状態になるとともに、異様な恐怖心の高まりが生じました。

近年では、気候変動などの影響により、局地的集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、その豪雨によって市道や田畑の冠水が発生している状況です。

このように、永年にいたる災害の恐怖をいまだに抱き続けており、雨の強く降る日はすぐにも不安が漂い始め、住民の心は暗くなり、このような惨めさを味わいながらの生活を思うとき、強く胸の痛みを感じてしまいます。

ついては、流域住民の安全と安心を確保するため、伊自良川の河川改修工事が山県市内において早期に実施していただくために、伊自良川改修促進期成同盟会を設置していただけますよう梅原地区の総意として強く要望いたします。

これは、地域から寄せられた思いであり、当時から梅原地域住民が抱き続けてきた切実な声です。

河川の水位観測などの数値だけでなく、地域の今の状況を県へ届ける必要があります。こうした理由から、住民の声を県へ届けることができる伊自良川改修促進期成同盟会の早期設立を期待するところです。

また伊自良川の氾濫及びしびり川の氾濫により、ハザードマップ上で梅原地域において被害が特に大きいと想定される七日市地内の住民が撮影した写真も提出しています。

写真で確認する限り、伊自良川は褐色の濁流となり、水位が上昇しています。また、しびり川も氾濫し、農地に水が流れ込み、住宅手前まで水が押し寄せています。国立情報学研究所N I I が運営する災害情報アーカイブ、N I I 災害情報アーカイブによる過

去5年間の大雨、洪水警報は、以下の通りです。

2020年、大雨警報、7月6日から10日、7月11日、9月7日、洪水警報7月8日。

2021年、大雨警報5月21日、8月13日から15日、8月17日から18日、洪水警報8月13日。

2022年、大雨警報7月28日、洪水警報なし。

2023年、大雨警報6月2日、8月16日、洪水警報8月16日。

2024年、大雨警報5月28日、8月31日、洪水警報なし。

2025年、大雨警報、洪水警報、ともに7月17日。

このうち2020年7月6日から10日及び2021年8月13日から15日の降雨量は、今回の7月17日より多かったと推定されます。大雨のたびに住民が恐怖を感じるのは当然のことです。

以上を踏まえ、お尋ねいたします。

1点目、高田地内の道路冠水の要因について。7月17日の大雨により高田地内で市道が冠水した際の写真や動画を提供しましたが、冠水の主な原因はしびり川支流の八反田川の氾濫であったと考えますが、この点について、市としてどのように認識しているかをお伺いします。

2点目、伊自良川改修計画の現状と県への要望について。

さきにも述べましたが、新五流域総合治水対策プランによると、山県市内での伊自良川改修までの期間は20年から30年と依然として先の見通しであり、住民の立場からすれば安心につながる状況とは言えません。

伊自良川本流、支流の治水対策や情報提供の改善は、地域住民の安心安全を守るために極めて重要です。伊自良川改修の長期化が避けられない現状だからこそ、住民の不安に寄り添った対応を講じていただきたいと考えますが、市としてこの現状をどのように捉え、岐阜県に対してどのように早期改修を要望していかれるのかを、お考えを聞かせください。

以上2点を建設課長にお尋ねして、私からの質問を終わります。

○議長（古川雅一） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、高田地内の道路冠水の要因についてでございますが、議員御発言のとおり、道路冠水の主な要因は八反田川の氾濫と考えており、その対策としては河川改修をすることが望ましいのでありますが、流末となるしびり川、伊自良川が未改修であり、経済的な観点も含め現状では改修は困難な状況であります。

今後の対応といたしましては、1点目の質問でお答えしたとおり排水能力の低下の要因となる河川内堆積土砂のしゅんせつの継続を検討する考えであります。

また、その他の要因として、道路冠水箇所付近で八反田川支流の農業用排水路が著しく土砂堆積をしており、議員から提供いただいた写真や動画からもその排水路があふれた影響も考えられますので、農林畜産課と情報共有し、対応について検討をしてまいりたいと考えます。

再質問の2点目、伊自良川改修計画の現状と、岐阜県への要望についてでございますが、議員御発言のとおり、令和7年3月に改訂された岐阜県の新五流域総合治水対策プランにおける伊自良川の整備計画は、今後20年から30年で暫定改修する中期整備区間が岐阜市の安食から山県市小倉の富士橋までとなっており、現在は今後10年の次期短期整備区間である同じく岐阜市安食地内で事業が行われております。そのため、山県市での事業着手には相当な期間を要する状況ではありますが、厳しい財政状況の中においても事業は着実に進めていただいておりますと認識しております。

しかしながら、山県市内での伊自良川改修の早期着手を望む地域住民の思いを踏まえ、議員から提供いただいた写真のような、七日市地内の大雨時の伊自良川やしびり川の状況や、農地の浸水状況など、地域の今の状況を岐阜県に伝えるとともに、これまで以上に岐阜県に対して整備事業の推進を継続的に要望してまいりたいと考えます。

また、以前に地域住民から要望されました、同盟会の設立について、事業促進を図ることを目的とする同盟会や委員会等の団体が果たす役割は大きいと考えておりますので、今後の改修の進捗に注視しながら、例えば山県市の設計に着手されるときなど、適切な時期に設立の検討を行いたいと考えております。

さらに、岐阜県に対して、伊自良川やしびり川の土砂しゅんせつ等の河川維持事業についても、必要に応じて要望するとともに、山県市としても八反田川等の適切な維持管理に加え、9月号の広報に掲載されましたが、洪水災害に関する事前の情報提供、また洪水ハザードマップの周知と活用促進、降雨時の雨量、水位等の適切な情報提供など、ソフト面の対策も含めて、防災担当であります総務課とも連携し、住民の不安に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○10番（操 知子） 以上です。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で操 知子議員の一般質問を終わります。

---

○議長（古川雅一） これで、本日本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

29日は、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時45分散会

令和7年9月29日

# 山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

## 山県市議会定例会会議録

第4号 9月29日（月曜日）

○議事日程 第4号 令和7年9月29日

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合同規約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

### 日程第3 討 論

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第4 採 決

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合同規約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第5 議員の派遣について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

- 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書
- 請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

### 日程第3 討 論

- 議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について
- 議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 訴えの提起について
- 議第88号 指定管理者の指定期間の変更について
- 議第89号 財産の取得について
- 議第90号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

#### 日程第4 採 決

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和6年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和6年度山県市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

議第84号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第87号 訴えの提起について

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について

議第89号 財産の取得について

議第90号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

- 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書  
請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書  
請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

日程第5 議員の派遣について

---

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	曾我聖
企画財政課長	宇留野公男	税務課長	安達俊樹
市民環境課長	服部裕司	福祉課長	武藤達也
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	丹羽竜之	学校教育課長	鷺見亮

生涯学習課 大 西 義 彦

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷 村 政 彦 書 記 大 野 幹 根  
書 記 相 川 英 里

---

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

○議長（古川雅一） 日程第1、常任委員会、特別委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会 武藤孝成委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（武藤孝成） 議長から御指名いただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は9月16日午前10時から開催し、審査を付託されました議第79号から議第83号まで、議第87号及び議第88号、議第90号から議第92号までの所管に属する条例案件5件、その他案件5件の10議案と、請願第1号及び請願第2号を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第82号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、13戸のうち2戸を用途廃止することのことだが、取壊しを行うのか、また、残り11戸は退去後に廃止の取扱いにするのか。

議第87号 訴えの提起については、訴えに至った経緯と弁護士費用は。

議第88号 指定管理者の指定期間の変更については、延長に至った経緯、目的、2年間延長とされた根拠及び再公募せず延長とした理由はなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第79号から議第83号まで、議第87号及び議第88号、議第90号から議第92号までの10議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書については、雇用関係にある従業員の給与には消費税がかからないはずなのに、なぜ賃金引上げにつながるのかなどの質疑がありました。反対討論では、雇用関係にある従業員の給与には消費税が発生しないため、人件費の消費税の減税を求めることが賃金の引上げに直結するとは考えられない。賛成討論では、あらゆるものが値上がりしている今、毎日の買物にかかる消費税の負担を減らすことが最も効果的な暮らしの応援になるなどの意見がありました。

採決の結果、請願第1号及び請願第2号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会の委員長報告といたします。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会 加藤義信委員長。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤義信） それでは、議長から御指名いただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は9月17日午前10時から開催し、審査を付託されました議第78号及び議第89号の所管に属する条例案件1件、その他案件1件の2議案と請願第3号を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例については、磁気ディスクから電磁的記録に変更するとあるがどういうことか、既存の磁気ディスクに保存しているデータはどのように処理するのか。

議第89号 財産の取得については、購入するパソコンはどの程度のスペックを検討しているのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第78号及び議第89号の2議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書については、診療報酬を遡って改定し請求することは現実的に可能か、遡及して改定することで、改めて診療報酬の再計算が必要となり膨大な事務作業を伴うが、その経費は何で賄うのかなどの質疑がありました。反対討論では、医療機関の規模や地域などによって様々な違いがあるため、緊急的な財政支援は現実的に困難ではないか、地域の医療体制の実情を踏まえても、調剤の視点を欠いた本請願は不十分であるなどの意見がありました。

採決の結果、請願第3号は賛成なしで不採択とすべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

予算決算特別委員会については、全議員で審査を行いましたので、配付の委員長報告書をもって委員長の報告といたします。

---

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（古川雅一） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。
- 

### 日程第3 討論

- 議長（古川雅一） 日程第3、討論。

これより議第78号から請願第3号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

河合雅俊議員。

- 1番（河合雅俊） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、請願第3号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

まず、医療機関が経営困難であることについては、私も十分に理解しております。

しかし、本請願項目に上げられている緊急的な財政支援として、診療報酬の遡及改定という手法が記載されておりますが、診療報酬の請求というものは、個々の診療行為を点数に換算して支払基金や国保連に毎月提出する、非常に細かくて事務的な負担が多い作業です。これを遡って改定するとなると、過去の請求をやり直す必要があり、医療現場に多大な事務負担を強いることとなります。

また、もし仮に補助制度を創設するにしても、全国の医療機関には病院の規模や地域差など、様々な違いがあり、緊急的な支援を行うことは現実的に難しいものだと考えます。

また、本請願趣旨には、診療報酬の一つである調剤への言及が一切ありません。

診療報酬は医科・歯科・調剤の3本柱で成り立っております。

実際に山口市ではこの10年で3つの薬局が営業を辞められ、そのうち2店舗は経営難によるものだと認識しております。現在、美山地区は無薬局地域となっております。地域の医療体制の実情を踏まえても、調剤の視点を欠いた本請願は不十分であると考えます。

今の医療機関に必要なことは、医療現場の負担を増やすことや、具体性のない緊急的な補助制度ではありません。今後の診療報酬改定に向けた見直しに向けて議論していくことが、今、必要です。

その上で、医療現場、地域医療の実情を十分に反映していない本請願に、私は反対いたします。

以上です。

○議長（古川雅一） 次に、吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、5点について発言します。

まず1点目です。認第1号 令和6年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する反対討論を行います。

マイナンバーカードの普及促進を図るために、申請、交付及び更新に係る業務を1,240万4,000円かけて実施しました。

そもそもマイナンバーカードを作るかどうか、またマイナンバーカードを保険証として登録するかどうか、さらにマイナ保険証を使うかどうかは全くの任意であり、強制するものではありません。

マイナンバー制度は日本に住む全ての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに散在する各地の個人情報をも寄せ、参照できるようにし、行政などが活用するものです。2015年10月に付番が行われ、2016年1月から希望者に対し、顔写真やICチップの入ったマイナンバーカードが交付されています。

政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、各分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題です。政府はデジタル改革関連法であらゆるデータを集積しようとしています。

2023年や2024年のマイナンバー法改正では、もともと利用を限定していた社会保障制度、税制、災害対策の3分野に限らず、それ以外の行政事務についてもマイナンバー利用を可能とし、その情報連携についても省令改正で可能としました。

また、本人同意を要するものの、民間企業はマイナポータル上にある個人に関する情報をAPIにより取得することも可能です。APIで取得できる情報が拡大していけば、より一層、プロファイリングが進み、選別や排除、不当な差別や不公平が助長されかねません。

もともと国民の税、社会保障情報を一元的に管理する共通番号の導入を求めてきたのは、財界でした。社会保障を自己責任の制度に後退させ、負担に見合った給付の名で徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を削減していくことが政府、財界の最大の狙いです。

国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減をするため

のマイナンバー制度は廃止すべきです。

以上の理由で認第1号 令和6年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、反対します。

2点目です。議第84号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第3号）について、反対討論を行います。

繰越明許費、みんなのげんき広場大型遊具等整備事業9,900万円、プロポーザル方式で企画提案を含めた競争入札方式を採ったことで、いまだに具体的で詳細な遊具の内容や整備事業が市民に公開されていません。事業内容や青写真を公開し、市民の声を聞き、議会でも議論を深めることが必要です。

予算決算特別委員会の質疑の中で、この補正予算の議決後、2か月半かけて事業者を決定するということでした。

この事業は、みんなのげんき広場大型遊具等整備事業で、リニューアルしたこどもげんきはうすに併設するみんなのげんき広場に、幅広い世代の子供を対象とした子育て応援のシンボルとなる大型遊具等を整備するというものですが、これから2か月半かけての事業者や事業内容の決定に際して、利用する子供、保護者の皆さん等の市民の御意見を聞くことができると考えます。

山口市こども計画、そして日本国憲法、こども基本法、こども大綱及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもげんきはうすやみんなのげんき広場を利用している子供たちや保護者等の市民の御意見を聞いて、事業者、遊具の選定に当たることが必要です。

以上で、反対討論とします。

3点目です。請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書についての賛成討論を行います。

今の物価上昇は多くの品目に及んでおり、全ての人にのしかかっています。すぐに始まるという見通しも立ちません。

今、物価対策として最も有効なのは、米や電気代、ガソリン代などの個別政策にとどまらず何でも減税となり、所得税減税のように低所得を取り残さず誰でも減税となり、一時限りの給付金と違ってずっと減税の見通しが持てる消費税の減税です。

以上で、賛成討論とします。

4点目です。請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書について、賛成討論を行います。

2023年10月から、適格請求書の保存制度、インボイス制度が導入されました。

仕入先から受け取ったインボイスがないと仕入税額控除ができず、納税額が増えてしまうため、仕入先の事業者は取引先からインボイスの発行を求められます。ところが、消費税を納税しない事業者は、インボイスが発行できない仕組みのため、これまでは免税業者となっていた小規模事業者、年間売上げ1,000万円以下は、増税となってしまいました。

インボイス導入後、消費税の申告納税者は100万件も増えています。財務省の推計では、インボイス導入による増税額は1人当たり13万円にもなります。新たに納税者になった人は、零細な事業者やフリーランスで、年収200万円前後の人も少なくありません。インボイスによる増税は深刻です。

インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続することが必要です。以上で、賛成討論とします。

5点目です。請願第3号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書について、賛成討論を行います。

請願文書のように、病院の声としては、日本病院会など病院団体の6団体が訴えたのは、このままではある日突然病院がなくなることになりすという訴えです。

医療機関の倒産、休業、廃業が最多といわれる中、患者を受け入れる病床を削減すると給付金が支給される国の病床数適正化支援事業に全国の医療機関から申請が殺到し、県内でも795床の申請があったということです。

背景には、医療従事者の不足、病院経営の苦しさがあると指摘されています。実際に、約6割の医療機関が赤字となっており、倒産、廃業、休業が過去最多になる中、瀬戸際まで追い詰められて申請した医療機関も多いのではないのでしょうか。

医療関係者からは、診療報酬改定より前に、今から支援金を出してほしいという要望が出ています。

岐阜県議会6月議会補正予算で、令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業、病床数適正化支援事業第1次内示分として、岐北厚生病院を含む8医療機関に100病床分4億1,040万円の交付が決まりました。岐北厚生病院には12病床分4,924万8,000円の交付になります。

日本共産党の中川ゆう子議員の代表質問に対する岐阜県健康福祉部長の7月4日の答弁は、国の病床数適正化支援事業による削減病床の選定基準については、公立の医療機関を対象外とし、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関、または令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済の医療機関などの算定方式を示しました。しかしながら、この算定方法の対象となる医療機関はないことから、国と協議の上、一

部の基準を緩和し、公立を除く令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関が行う病床の削減に対し、100床分を配分するという方向で調整したということでした。

この基準からいうと、岐北厚生病院は令和5年度から2年連続経常赤字であり、経営的にも厳しい状況であると考えます。

また、岐阜県健康福祉部長は答弁の中で、病院の経営悪化に対する認識と支援の必要性について、1、医療機関は公定価格である診療報酬を主な収入源としているため、昨今の急激な光熱水費や材料費の高騰、人件費の上昇に対応できず、厳しい経営を強いられているものと認識しております。また、2、こうした状況の中、県では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して、医療機関に対する財政支援を複数回にわたって行いました。

また、病院経営の悪化は全国一律の制度上の課題であるという認識の下、国に対して診療報酬改定や補助制度の創設を要望してまいりましたと答弁しています。

病院経営の悪化と支援についての必要性は、岐阜県はもとより、この山県市の課題でもあります。岐北厚生病院には、令和5年度、6年度に山県市から地域医療確保事業費補助事業と救急病院運営費補助事業で年間6,835万5,000円を補助していますが、2年連続経常赤字という経営状況です。

岐北厚生病院は令和6年度、1,150人の救急搬送患者を受け入れ、そのうち508名が山県市内の利用者で、山県市民にとってなくてはならない病院です。岐北厚生病院の医療活動、とりわけ二次救急医療を担い、乳腺センター、緩和ケアセンター、透析センターなどの専門医療を守るためにも、この意見書の採択が必要と考えます。

最後に、岐阜市議会では、6月26日に物価高騰等に見合った医療機関への支援を求める意見書を全会一致で採択しています。また、9月議会で、岐阜県議会や羽島市議会で、同様の意見書の採択が準備されると聞いています。

今後、山県市議会として、市内の医療機関、病院、医科、歯科、診療所、調剤薬局などの経営悪化の状況や支援について協議し、意見書をまとめてはいかがでしょうか。

以上で、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（古川雅一） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに、討論はありませんか。

寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より許可をいただきましたので、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書について、反対の立場から討論をいたしま

す。

生活者や中小企業が厳しい経済状況に置かれていることは事実であり、その切実な声を国や関係機関に届けていくこと自体は極めて重要であると考えます。

しかしながら、以降の理由から本請願には賛同できません。

請願趣旨には、人件費などの付加価値に課せられる消費税率が引き下げられれば、業者の負担が軽減され、賃金引上げにもつながりますと記述されていますが、消費税が課せられるのは商品の販売やサービスの提供といった取引であり、給与や社会保険料などの法定福利費などの人件費は非課税です。人件費の中には福利厚生費の一部や、交通費、派遣に係る委託料など、課税対象となる支出が含まれる場合がありますが、仮に請願文がこうした経費を指しているのだとしても、消費税の減税が直接的に賃金上昇につながるの因果関係は明確ではなく、論理の飛躍に当たると考えます。税の専門家にも見解をお聞きしましたが、同様の御指摘がありました。

この点について、委員会審査で質疑を行ったものの、明確な御答弁は得られませんでしたので、本請願を議会として採択することは適切ではないと判断し、反対の討論いたします。

○議長（古川雅一） ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

○議長（古川雅一） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第78号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第80号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第81号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 令和6年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 令和6年度山口市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第84号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第85号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第86号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 訴えの提起について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第88号 指定管理者の指定期間の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 財産の取得について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第91号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とされました。

請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とされました。

請願第3号 「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定等を求める意見書」を国に提出することを求める請願書、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とされました。

---

#### 日程第5 議員の派遣について

○議長（古川雅一） 日程第5、議員の派遣について、議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、配付のとおり派遣することに決定されました。

---

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきましては、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和7年山県市議会第3回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時35分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長      古   川   雅   一

9   番   議   員      加   藤   義   信

10 番 議 員      操              知   子